

# 一般廃棄物処理基本計画

平成22年3月

城里町



# 目 次

## 第 1 章 基本的事項

1 - 1	計画策定の趣旨.....	1
1 - 2	計画の位置付け.....	2
1 - 3	計画目標年次.....	4
1 - 4	計画の点検、見直し、評価.....	5

## 第 2 章 地域の概要

2 - 1	地域の概要.....	6
-------	------------	---

## 第 3 章 ごみ処理基本計画

3 - 1	ごみ処理の現状.....	10
3 - 2	ごみ発生量及びごみ処理量の見込み.....	17
3 - 3	ごみ処理の課題.....	23
3 - 4	ごみ処理の目標と基本方針.....	25
3 - 5	ごみ処理基本計画.....	36

## 第 4 章 生活排水処理基本計画

4 - 1	生活排水処理の状況.....	49
4 - 2	生活排水処理の現状.....	51
4 - 3	生活排水処理の課題.....	57
4 - 4	生活排水処理基本計画.....	58



## 計画策定の趣旨

高度成長期に確立された大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、結果として地球温暖化や酸性雨の問題など、地球規模での深刻な環境問題を招くこととなりました。

そのため、国は平成 12 年 5 月に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、これを契機に、「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の構造から、環境に配慮した「資源循環型」社会の形成に向けた本格的な取り組みが進められつつあり、ごみの排出抑制、資源化の推進、適正処理といった取り組みがより一層重要となってきました。

また、ごみの発生・排出の抑制は、海や河川等の公共用水域の水質汚濁防止とともに、優先的に取り組むべき課題となっており、住民・事業者・行政の三者が自らの役割を果たすことが求められています。

そこで、城里町（以下、「本町」といいます。）においても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第六条第一項の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定し、将来的にも適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみの減量化・資源リサイクル活動の推進及び生活排水の適正処理を目標に掲げ、「資源循環型社会の構築」を目指すものとします。

# 計画の位置付け

本計画の位置付けと他の法令・計画等の関係を次に示します。また、本計画に  
関係する法令の概要については表 1-2-1 に示すとおりです。

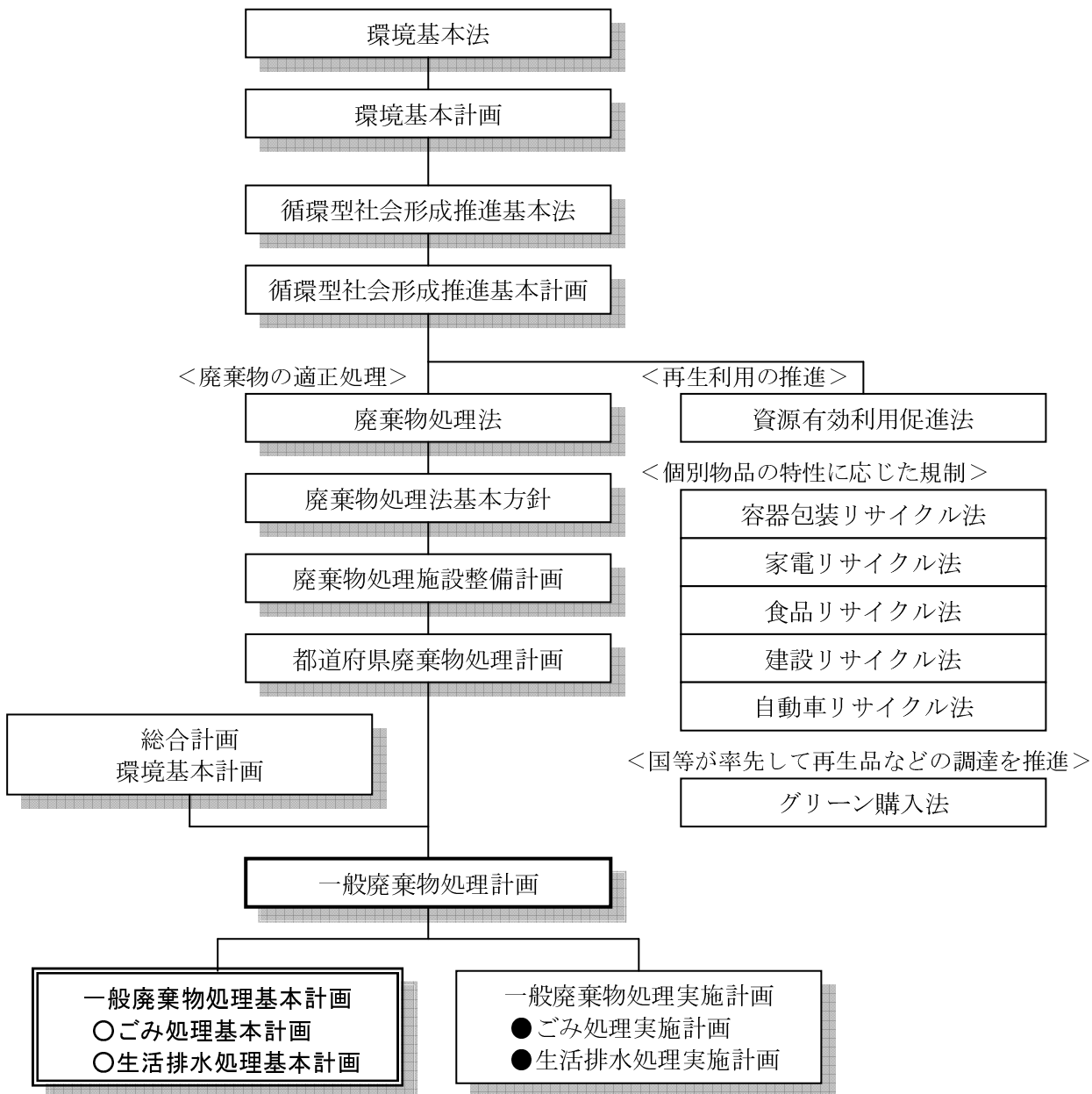


図1-2-1 計画の位置づけ

表1-2-1 本計画に係る法令の概要

法令名称	策定年度	概要
環境基本法	平成5年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和45年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成3年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成7年度	家庭等から排出されるごみの大半(容積比約60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成10年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成12年度	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成12年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成14年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成12年度	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

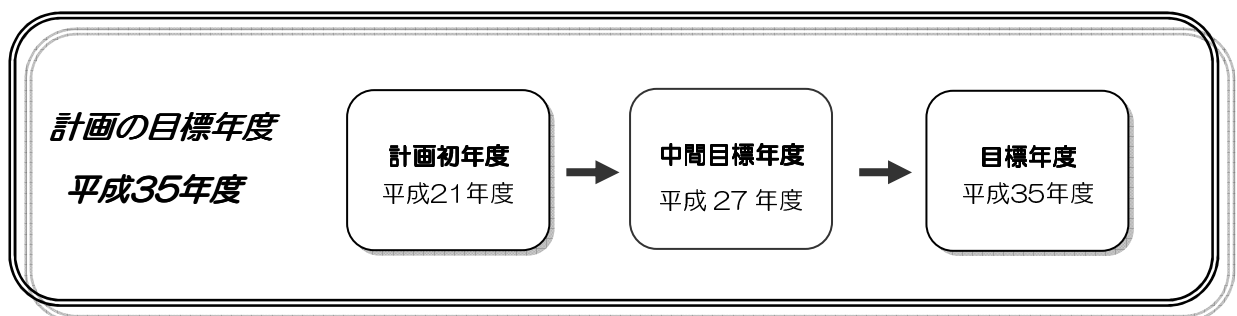
## 計画目標年次

本計画は、平成 21 年度（2009 年度）を初年度とし、15 年後の平成 35 年度（2023 年度）を目標年次とします。

さらに、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、中間目標年度を平成 27 年度として設定します。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、おおむね 5 年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。





## 計画の点検、見直し、評価

一般廃棄物処理計画は、資源循環に係わる様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。これらの目標を達成するため、計画の各段階において推進状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。また、環境を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられます。

そのため、計画の推進状況を各施策ごとに毎年点検するものとします。

点検は、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

また、住民や事業者の取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

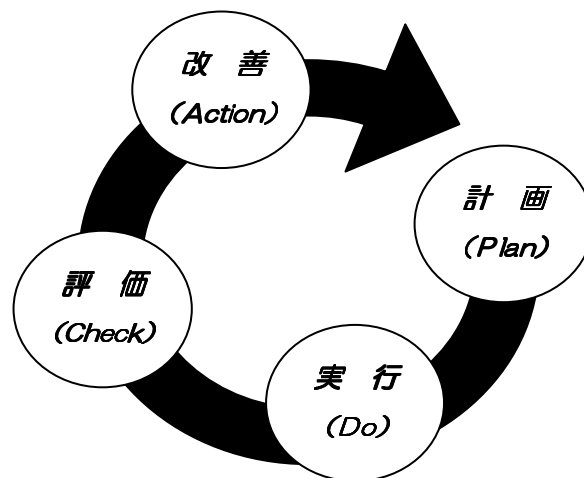


図1-4-1 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル（イメージ図）

年度毎の点検内容	
個別施策	計画全体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な取り組み（住民・事業者・行政）</li> <li>・推進状況の把握</li> <li>・推進状況の評価</li> <li>・次年度の目標と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点施策等の検討</li> <li>・関連事業、計画との連携</li> <li>・国、県、町、組合との連携</li> </ul>

## 地域の概要

### 1 人口の概況

本町は、平成 17 年（2005 年）2 月 1 日に常北町、桂村及び七会村が合併して誕生しました。本町の人口の推移は、表 2-1-1 及び図 2-1-1 に示すとおり、昭和 50 年まで減少傾向を続けた後、増加に転じていましたが、平成 17 年では再度減少しています。また、核家族化の進行や独身世帯の増加に伴い世帯数は昭和 40 年より増加を続けているため、1 世帯当たりの人口は年々減少しつつあります。

表2-1-1 本町における人口及び世帯数の実績

区分 年度	人口 (人)	性別		世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人口 (人/世帯)
		男性 (人)	女性 (人)		
昭和 30 年	26,621	12,906	13,715	5,049	5.27
昭和 35 年	24,646	11,908	12,738	4,919	5.01
昭和 40 年	22,561	10,829	11,732	4,910	4.59
昭和 45 年	21,167	10,171	10,996	4,978	4.25
昭和 50 年	20,460	9,881	10,579	5,073	4.03
昭和 55 年	20,461	9,994	10,467	5,247	3.90
昭和 60 年	20,437	10,053	10,384	5,385	3.80
平成 2 年	20,721	10,125	10,596	5,609	3.69
平成 7 年	21,979	10,779	11,200	6,256	3.51
平成 12 年	23,007	11,215	11,792	6,820	3.37
平成 17 年	22,993	11,205	11,788	7,206	3.19

資料：国勢調査より（各年 10 月 1 日現在）

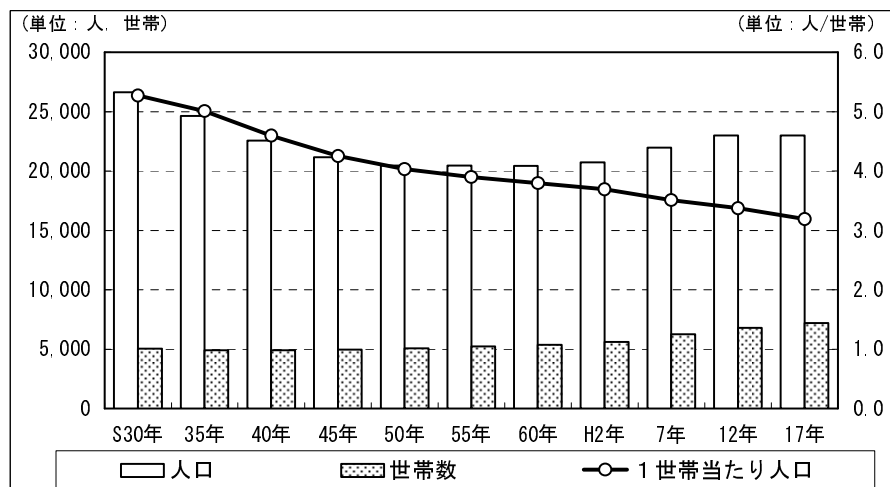
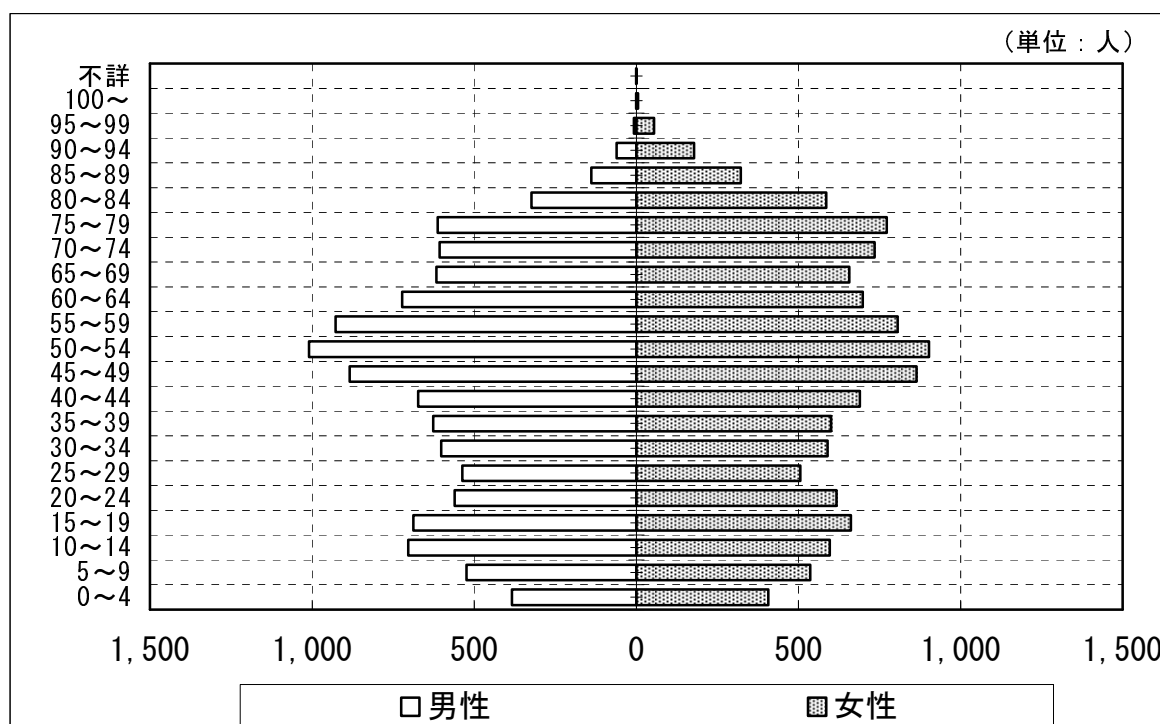


図2-1-1 本町における人口及び世帯数の実績

## 2 年齢別人口

年齢別人口については図 2-1-2 に示すとおりです。

平成 17 年度における本市の年齢別人口では、男女ともに 50～54 歳が最も多くなっています。また、0～14 歳までの年少人口は町全体の約 13.7%、15～64 歳までの生産年齢人口が約 61.6%となっていますが、65 歳以上の老年人口は約 24.7%となっています。



資料：総務省「国勢調査報告」(平成 17 年)より

図2-1-2 本町における年齢別人口の実績 (平成17年度)

今後は、さらに老年人口の増加や老人単身世帯の増加が予想されるため、将来的には行政サービスの一環として、高齢者や障害のある方を対象とした、ごみ出し支援サービス等の導入についても検討を進めていく必要があると考えられます。

### 3 産業の概況

本町では卸売・小売業等に従事する割合が高く、次いで農林漁業、製造業の順となっています。農林業は、農業を取りまく社会情勢の変化に伴って急速な兼業化が進行し、他産業に比べ相対的に衰退していましたが、第1次産業比率は県平均と比較して2倍強となっており、依然として農林業が基幹産業となっています。

また、商業環境は厳しい状況にあり、特に飲食施設や各種サービス業の集積が弱いことから、観光との連携などによって集客を図ることが求められています。

工業は、機械、鉄鋼、建材等の工場が立地していますが、小規模な事業所が多く、今後も地域の雇用の受け皿として、優良企業の誘致に努める必要があります。

表2-1-2 本町における産業別従業者数の概要

産業分類	従業者数 (人)	構成比	産業分類 (大分類)	従業者数 (人)	構成比
第一次産業	1,841	15.42%	農林漁業	1,841	15.42%
第二次産業	3,163	26.49%	鉱業	15	0.13%
			建設業	1,336	11.19%
			製造業	1,812	15.17%
第三次産業	6,872	57.54%	電気・ガス・熱供給・水道業	44	0.37%
			運輸・通信業	706	5.91%
			卸売・小売業	1,966	16.46%
			金融・保険業	209	1.75%
			不動産業	48	0.40%
			飲食店・宿泊業	360	3.02%
			医療・福祉	933	7.81%
			教育・学習支援業	409	3.43%
			複合サービス事業	170	1.42%
			他に分類されないもの	1,622	13.58%
公務	405	3.39%			
分類不能	66	0.55%	分類不能	66	0.55%
総計	11,942	100.00%	総計	11,942	100.00%

資料：総務省「国勢調査報告」（平成17年）より

注：産業分類は平成17年国勢調査抽出速報集計を参考に、第一次産業を「農業」「林業」「漁業」とし、第二次産業を「鉱業」「建設業」「製造業」、第三次産業はそれら以外の産業として集計しました。

このような産業構造から、本町では卸売・小売業等の事業活動や、農業生産に伴う廃棄物が比較的多く発生していると思われませんが、これらの事業系廃棄物は事業者の責任において適正に処理されていると考えられます。

## 4 将来計画等の概況

平成 17 年 2 月 1 日に常北町、桂村及び七会村が合併し、新たに城里町が誕生しました。そのため、本町では合併による新たな枠組みのなかで、住民一人ひとりを大切にしながら、新たに城里町のふるさとづくりを進めていく必要があります。

そこで、本町では新しい時代に対応したまちの将来像を実現するため、まちづくりの基本目標を次のように定めています。

### 【 まちづくりの基本目標 】

- 心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり
- ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり
- 豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり
- 次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にするまちづくり
- 住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり

本町の貴重な地域資源や生態系を守り、次代へ引き継ぐため、これまでも「人と自然との共生」を理念に掲げ自然資源やその保全への取り組みが進められてきましたが、地球規模の環境問題に対する取り組みはまだ始まったばかりです。

このため、自然環境の保全に向けて住民・企業・行政ともに手を携えて大量生産・大量廃棄型のシステムとライフスタイルの見直しを図る必要があります。

本町では、住民の主体的な活動を促進するとともに、全ての人々が自然との共生を体感できるような、将来にわたって持続可能な循環型の地域社会づくりを目指しています。

なお、城里町では城北地方広域事務組合（以下、「組合」といいます。）の城北環境センターにおいてごみ処理を行っています。また、し尿・浄化槽汚泥処理についても組合の城北衛生センターにて広域処理を実施しています。

将来的にも現状の処理システムを維持していく方針ですが、今後ごみの減量化・資源化を推進していくことを目指します。

## ごみ処理の現状

本町では、組合により常陸大宮市（御前山地域）との広域処理を実施しており、組合において本町全域から発生するごみの収集・運搬から中間処理及び最終処分まで一括して処理しています。

収集方法については、組合との協議により定められたルールに従って排出された一般廃棄物を指定の曜日に収集しており、「燃やせるゴミ」のみを有料指定袋による収集としています。また、「紙類」及び「ペットボトル」はゴミ集積所では回収しておらず、拠点回収<sup>\*1</sup>により収集しています。

なお、本町では表 3-1-1 に示すように「燃やせるゴミ」を除く、「不燃ゴミ」「粗大ゴミ」「有害ゴミ」及び「食用廃油」を含めた全てのごみを「資源ゴミ」としています。

### 1 処理対象ごみ

処理の対象となる一般廃棄物は、本町と組合のごみ処理方法等により区分しています。

#### (1) ごみの種類による区分

ごみの区分については、大きく分けて「燃やせるゴミ」と「資源ゴミ」に分けられており、「資源ゴミ」のうち「カン類」「ビン類」「ペットボトル」「紙類」「粗大ゴミ・不燃ゴミ」「有害ゴミ」及び「食用廃油」に区分しています。

本町におけるごみの分別品目及び収集頻度を次に示します。

<sup>\*1</sup> 拠点回収：町が定める回収拠点に住民がごみを持ち込み、組合が収集するごみ収集方式の一つです。ステーション（ゴミ集積所）収集方式と併用される場合もあります。

表 3-1-1 ごみの分別区分及び収集頻度等(平成 22 年 1 月現在)

区分・品目	代表的なごみ	収集頻度	排出方法	
燃やせるゴミ (指定袋)	台所のゴミ、皮革類、ポリ容器、ゴムホース、紙おむつ、カーペット（1m 以内に切る）、座布団、マットレス（細かくできない場合は直接環境センターへ持ち込み）、布・衣類、おもちゃ・ぬいぐるみ、パックチューブ類等	週 2 回	台所のゴミは水分をよく切ってから指定袋に入れ、指定日の朝に出す。	
資源 ゴミ	カン類 (透明袋)	ジュース缶、オイル缶、殺虫剤・整髪料缶（容器に穴をあける）など	月 1 回	カン類は中身を空にし、必ず分類して透明の袋に入れて、指定日の朝に出す。
	ビン類 (透明袋)	ジュースビン、酒ビン、化粧品類ビン	月 1 回	ビン類はフタをはずし、中身を空にして、必ず分類して透明の袋に入れ、指定日の朝に出す。
	ペットボトル (拠点回収)	炭酸飲料・果汁飲料・ウーロン茶・スポーツドリンク・コーヒー・日本茶などの容器、日本酒・焼酎・本みりんなどの容器、しょうゆの容器（ソースなどの調味料品、食用油、洗剤、シャンプー等のボトルは対象外） ※「PET-1」の表示マークがあるもののみ。	月 1 回	ボトルのキャップをはずし、中をすすいで、指定日の朝に出す。
	紙類 (拠点回収)	新聞、雑誌、ダンボール	年 4 回	新聞、雑誌、ダンボールは分別し、ひもで縛り指定日の朝に出す。
	粗大ゴミ (透明袋)	なべ、ポット、やかん、掃除機、コタツ、ストーブ、イス、カメラ、アイロン、自転車、せともの類等、ガラス、傘、レンジ、扇風機など	月 1 回	ストーブの油は完全に抜き取る。細かい物は、透明袋に入れ、指定日の朝に出す。
	不燃ゴミ (透明袋)			
	有害ゴミ (透明袋)	乾電池、蛍光管、体温計	月 1 回	電池と蛍光管、体温計は別々の透明袋に入れ、粗大ゴミの日に出す。
	食用廃油	天ぷら油等の使用済み植物性食用油類	月 1 回	油の入っていた容器等を利用して排出する。
直接搬入ゴミ (有料)	庭木・刈り草・タンス・ふとん・建具類・畳など。 多量の燃やせるゴミ・粗大ゴミ。	—	城北環境センターに直接持ち込む。	

(2) 収集・処理できないごみ

本町及び組合では、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象品目（ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵

庫・冷凍庫、洗濯機及び平成 21 年 4 月 1 日より追加された液晶及びプラズマテレビと衣類乾燥機）、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の対象（パソコン）及び特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物等については、収集や受け入れを行っていません。

城北環境センターでは収集できないごみの種類を表 3-1-2 に示します。

表 3-1-2 本町及び組合では収集できないごみの種類

ごみ種	収集対象外の廃棄物	排出方法
適正処理困難物	タイヤ・農業用ビニール・プラスチック・発泡スチロール・風呂の浴槽・農機具・バイクなど	購入先または専門業者に相談して処理する。
	ガスボンベ	
	廃油・オイルフィルター・汚でい・灰・かわら・レンガ・土砂・もえがらなど	専門業者に相談する。
	産業廃棄物など	
特殊耐圧容器	消火器	販売店または専門業者に処理を依頼する。
事業系ごみ	事業活動に伴って発生する廃棄物	自営を含め、事業に伴って排出されるごみは事業主の責任で適切に処理する。
医療系ごみ	病院等から排出される血液等の付着した注射針や包帯、ガーゼ、脱脂綿など（インスリン注射針などの家庭で使われるものも医療機関が回収して処理する）	
家電リサイクル法の対象品目	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	買い換え時に販売店に引き取りを依頼するか専門業者に処理を依頼する。
資源有効利用促進法の対象品目	パソコン	製造メーカーに引き取ってもらうか、パソコン 3 R 推進センター等に問い合わせる。

## 2 処理対象区域

本町の行政区域全域がごみ処理対象区域となっています。

## 3 収集・運搬の現況

### (1) 収集対象区域

本町全域が収集対象区域となります。



## (2) 収集対象ごみ

収集対象ごみは、家庭系一般廃棄物のみです。

## (3) ごみの分別排出方法

本町及び組合が指定するごみ分別基準に従って排出しています。

なお、収集日前日や収集後には排出せず、収集日当日の朝8時までに所定のゴミ集積所に排出するよう指導しています。

## (4) ごみの収集方法

原則的にステーション（ゴミ集積所）収集方式としていますが、「紙類」及び「ペットボトル」については拠点回収方式としています。

## (5) ごみの収集頻度

ごみの収集頻度については表 3-1-1（p. 11）に示すとおりです。

## (6) 収集・運搬

収集・運搬業務については、組合が主体となり、「燃やせるゴミ」「カン類」「ビン類」「紙類」「粗大ゴミ」「不燃ゴミ」「有害ゴミ」及び「食用廃油」を民間委託によって収集しており、「ペットボトル」は組合直営で収集しています。

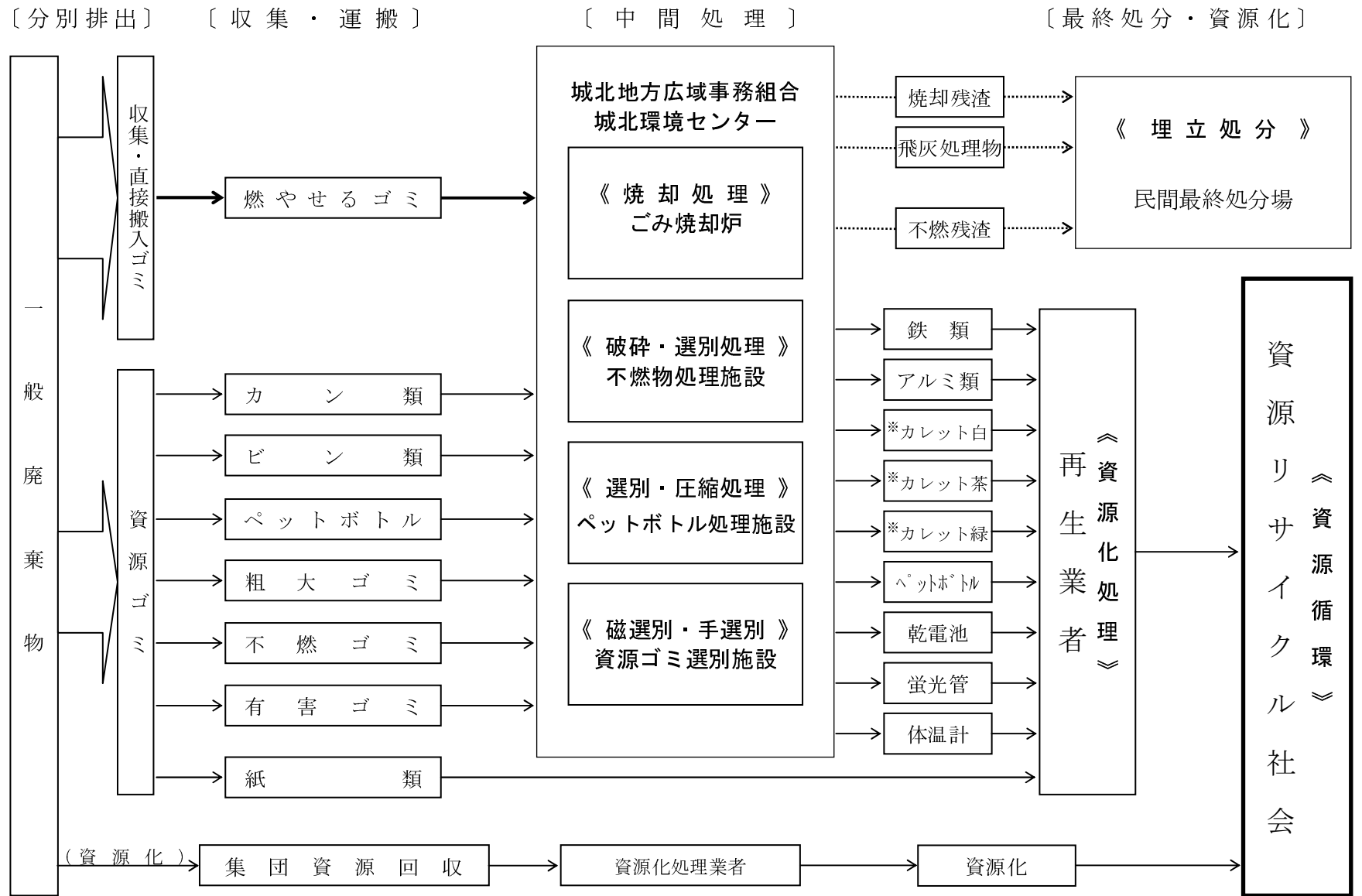
## 4 中間処理

中間処理は組合「城北環境センター」で処理しています。なお、「紙類」については民間業者が資源化処理を行っています。

## 5 最終処分

城北環境センターで処理されたごみの残渣（焼却残渣・飛灰処理物及び不燃残渣）は、民間の最終処分場に埋立処分しています。

本町におけるごみ処理の流れを図 3-1-1（p. 14）に示します。



※カレット：ガラス製品をリサイクルするために破碎したガラス類

図 3-1-1 ごみ処理フロー図（平成 21 年度）

## 6 ごみの性状

城北環境センターでは、定期的にごみ質の調査を実施しています。その概要を以下に示します。

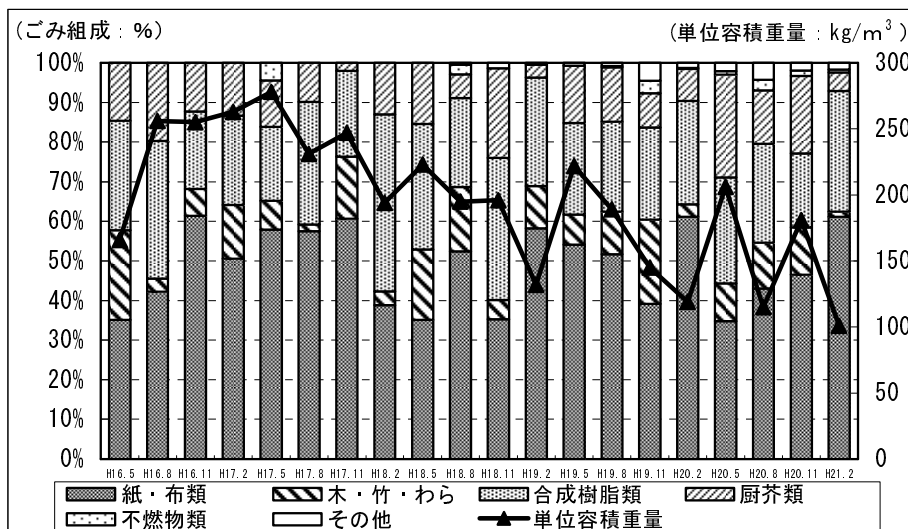


図 3-1-2 城北環境センターにおける可燃ごみ組成の推移

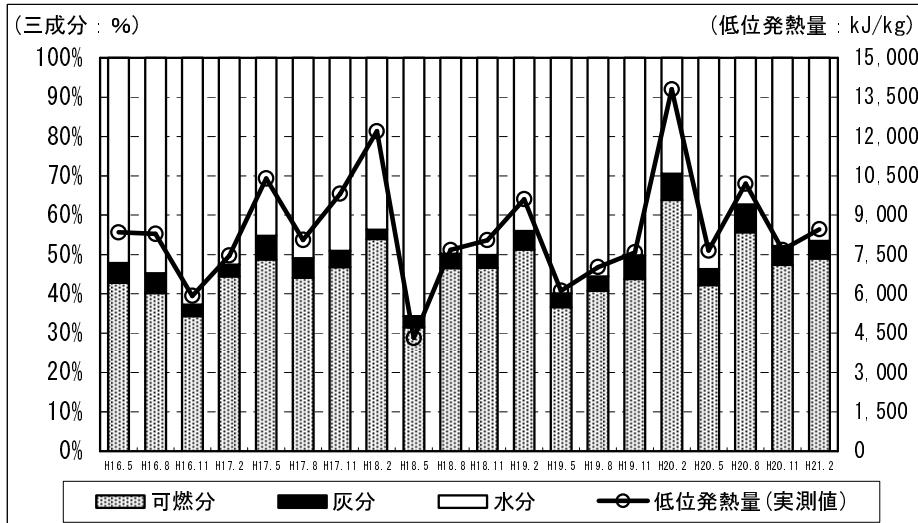


図 3-1-3 城北環境センターにおける三成分と発熱量の推移

三成分では可燃分が比較的多くなっており、組成分より紙・布類やビニール・プラスチック・ゴム・皮革類等の合成樹脂類が多く含まれていることが判ります。

これらが可燃ごみ全体の約7割を占めていますが、資源ごみの分別を徹底することにより資源化できるごみも多く含まれていると考えられます。

## 7 ごみの処理経費

本町におけるごみの処理経費を以下に示します。

平成 19 年度において、ごみ 1 トン当たりの処理経費は、約 26,200 円となっています。本町ではごみの収集・運搬から中間処分及び最終処分に至るまで組合が実施しています。

また、本町では循環型社会に対応した環境にやさしいまちづくりを目指し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、平成 20 年 7 月より廃食用油を回収し、有料にて資源化業者に引き渡しています。今後は、この事業のさらなる周知に努め、環境への負荷の少ない社会の構築、住民総参加による環境保全の推進を図っていく方針です。

表 3-1-3 ごみ処理経費の推移（単位：千円）

区 分 \ 年 度	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
組 合 委 託 費	191,454	179,241	189,754	177,480	160,312
年間ごみ処理量(t)	5,985	6,147	6,296	6,306	6,112
ごみ 1 トン当たり 処理経費	32.0	29.2	30.1	28.1	26.2

## ごみ発生量及びごみ処理量の見込み

計画目標年度におけるごみの発生量及び処理量の見込みについては、将来人口の予測や、排出抑制及び資源化施策によるごみの減量化や資源物量の変動等を勘案するため、ごみの種類別に定めるものとします。

### 1 計画収集人口の推計

実績値から予測される計画収集人口（将来人口）を以下に示します。

表 3-2-1 計画収集人口（将来人口）の実績と予測結果

	年 度	人 口		年 度	人 口
実績値	平成16年度	23,508	予測値	平成26年度	22,467
	平成17年度	23,404		平成27年度	22,425
	平成18年度	23,235		平成28年度	22,387
	平成19年度	22,993		平成29年度	22,351
	平成20年度	22,669		平成30年度	22,318
予測値	平成21年度	22,760		平成31年度	22,287
	平成22年度	22,685		平成32年度	22,258
	平成23年度	22,621		平成33年度	22,230
	平成24年度	22,564		平成34年度	22,204
	平成25年度	22,513		平成35年度	22,179

※平成 21 年 8 月 現在における予測結果

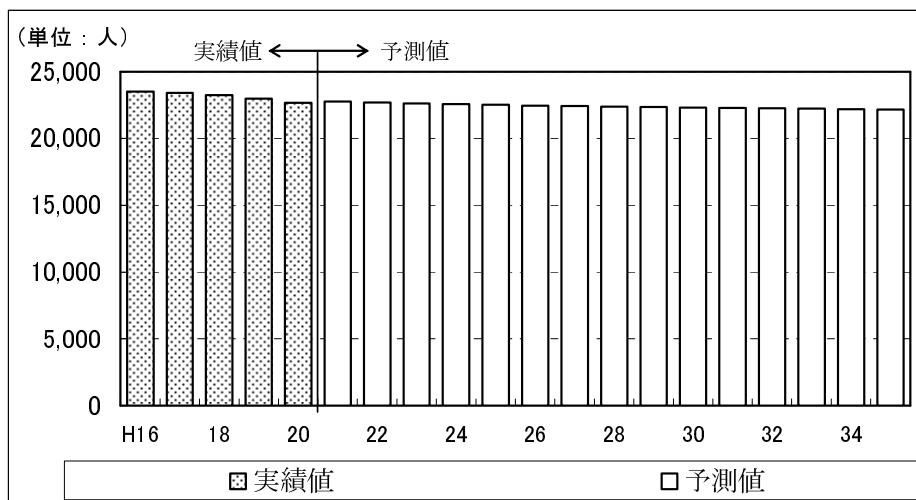


図 3-2-1 計画収集人口（将来人口）予測結果の推移

## 2 ごみ排出量の実績値と予測結果

ごみ排出量の実績値は以下のとおりです。

表 3-2-2 過去4年間におけるごみ排出量の実績値（年間排出量）

区 分		単位	年 度				
			H17	H18	H19	H20	
		実 績 値					
人口等	A 行政区域内人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	
	B 計画収集人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	
	C 自家処理人口（(1)－(2)）	人	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	D 家庭系収集ごみ年間排出量	t/年	4,960	4,956	4,914	4,655
		(1) 可燃ごみ	t/年	4,115	4,120	4,159	4,012
		(2) 資源ごみ	t/年	508	450	420	358
		(3) 粗大ごみ	t/年	330	378	327	277
		(4) 有害ごみ	t/年	7	8	8	8
	E 家庭系持込ごみ年間排出量	t/年	438	418	366	372	
		(1) 可燃ごみ	t/年	363	346	308	310
		(2) 資源ごみ	t/年	30	32	23	25
		(3) 粗大ごみ	t/年	45	40	35	37
	F 集団資源回収量	t/年	378	339	312	254	
		G 家庭系ごみ年間総排出量	t/年	5,776	5,713	5,592	5,281
	事業系	H 事業系ごみ年間搬入量	t/年	898	932	832	867
		(1) 可燃ごみ	t/年	879	910	812	851
		(2) 資源ごみ	t/年	14	18	16	13
		(3) 粗大ごみ	t/年	5	4	4	3
(4) 有害ごみ		t/年	0	0	0	0	
計	I ごみ年間総排出量	t/年	6,674	6,645	6,424	6,148	
減量化指数(H20: 6,148 t/年を100とする)			109	108	104	100	

表 3-2-3 過去4年間におけるごみ排出量の実績値（1人1日平均排出量）

区 分		単位	年 度					
			H17	H18	H19	H20		
		実 績 値						
人口等	A	行政区域内人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	
	B	計画収集人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	
	C	自家処理人口（(1)－(2)）	人	0	0	0	0	
要処理量	D	家庭系収集ごみ1人1日平均排出量	g/人日	580.63	584.37	585.52	562.60	
		(1) 可燃ごみ	g/人日	481.71	485.80	495.56	484.88	
		(2) 資源ごみ	g/人日	59.47	53.06	50.05	43.27	
		(3) 粗大ごみ	g/人日	38.63	44.57	38.96	33.48	
	(4) 有害ごみ	g/人日	0.82	0.94	0.95	0.97		
	E	家庭系持込ごみ1人1日平均排出量	g/人日	51.27	49.29	43.61	44.96	
		(1) 可燃ごみ	g/人日	42.49	40.80	36.70	37.47	
		(2) 資源ごみ	g/人日	3.51	3.77	2.74	3.02	
		(3) 粗大ごみ	g/人日	5.27	4.72	4.17	4.47	
	(4) 有害ごみ	g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00		
	F	集団資源回収1人1日平均排出量	g/人日	44.25	39.97	37.18	30.70	
	G	家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人日	676.15	673.63	666.31	638.26	
	事業系	H	事業系ごみ1人1日平均排出量	g/人日	105.13	109.89	99.14	104.78
		(1) 可燃ごみ	g/人日	102.90	107.30	96.75	102.85	
		(2) 資源ごみ	g/人日	1.64	2.12	1.91	1.57	
(3) 粗大ごみ		g/人日	0.59	0.47	0.48	0.36		
(4) 有害ごみ	g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00			
計	I	ごみ1人1日平均総排出量	g/人日	781.28	783.52	765.45	743.04	
減量化指数 (H20: 743.04g/人日を100とする)				105	105	103	100	

世界的な原油価格の高騰や世界同時不況の影響から、平成18年度以降のごみ量は減少傾向となっているものの、平成17年度から同18年度まで1人1日平均排出量は増加しています。

ただし、これまでに実施しているごみの減量化・資源化施策の効果や、人口の減少に伴い、将来的にはごみの量はほぼ横ばい傾向で推移していくものと予想されます。

表 3-2-4 実績値から予想されるごみ排出量の予測値（年間排出量）

区 分		単位	年 度								
			H17	H18	H19	H20	H21	H27	H35		
			実 績 値				予 測 値				
人口等	A	行政区域内人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	22,760	22,425	22,179	
	B	計画収集人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	22,760	22,425	22,179	
	C	自家処理人口 ((1)-(2))	人	0	0	0	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	D	家庭系収集ごみ年間排出量	t/年	4,960	4,956	4,914	4,655	4,818	4,775	4,742
		(1)	可燃ごみ	t/年	4,115	4,120	4,159	4,012	4,088	4,078	4,069
		(2)	資源ごみ	t/年	508	450	420	358	398	370	350
		(3)	粗大ごみ	t/年	330	378	327	277	324	319	315
		(4)	有害ごみ	t/年	7	8	8	8	8	8	8
	E	家庭系持込ごみ年間排出量	t/年	438	418	366	372	357	316	289	
	(1)	可燃ごみ	t/年	363	346	308	310	299	267	245	
	(2)	資源ごみ	t/年	30	32	23	25	24	20	18	
	(3)	粗大ごみ	t/年	45	40	35	37	34	29	26	
	(4)	有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	
	F	集団資源回収量	t/年	378	339	312	254	255	251	249	
	G	家庭系ごみ年間総排出量	t/年	5,776	5,713	5,592	5,281	5,430	5,342	5,280	
	事業系	H	事業系ごみ年間搬入量	t/年	898	932	832	867	869	856	845
		(1)	可燃ごみ	t/年	879	910	812	851	851	839	829
		(2)	資源ごみ	t/年	14	18	16	13	15	15	15
(3)		粗大ごみ	t/年	5	4	4	3	3	2	1	
(4)		有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	
計	I	ごみ年間総排出量	t/年	6,674	6,645	6,424	6,148	6,299	6,198	6,125	
減量化指数 (H20:6,148 t/年を100とする)				109	108	104	100	102	101	100	
処理内訳	J	焼却処理量	t/年	5,297	5,404	5,305	5,160	5,238	5,184	5,143	
	K	環境センター処理残渣量	t/年	682	698	680	686	676	670	663	
		(a)	焼却灰	t/年	539	368	384	373	371	368	365
		(b)	ばいじん	t/年	-	154	141	162	151	150	148
		(c)	不燃残渣	t/年	134	167	146	142	145	143	142
		(d)	汚泥	t/年	9	9	9	9	9	9	8
	L	衛生センター処理残渣量	t/年	63	37	36	35	32	25	14	
		(a)	焼却灰	t/年	33	32	32	31	28	22	12
		(b)	ばいじん	t/年	-	-	-	-	-	-	-
		(c)	不燃残渣	t/年	-	-	-	-	-	-	-
		(d)	汚泥	t/年	30	5	4	4	4	3	2
	M	資源選別量	t/年	369	342	306	303	322	298	281	
		(h)	カレット (白)	t/年	90	86	77	77	81	75	71
		(i)	カレット (茶)	t/年	118	93	90	90	97	90	85
		(j)	カレット (緑)	t/年	12	23	12	7	13	12	11
		(k)	ビン類	t/年	12	19	22	19	17	15	14
		(l)	スチール (プレス)	t/年	96	82	70	76	79	73	69
		(m)	アルミ (プレス)	t/年	41	39	35	34	35	33	31
	N	ペットボトル搬出量	t/年	13	17	17	17	16	14	14	
	O	紙類回収量	t/年	367	337	309	252	318	313	309	
	P	廃乾電池搬出量	t/年	6	6	7	6	6	6	6	
	Q	廃蛍光管搬出量	t/年	0	2	2	2	2	2	2	
	R	直接資源化量	t/年	-	-	-	-	-	-	-	
S	総資源化量	t/年	1,133	1,043	953	834	919	884	861		
T	資源化率	%	16.98%	15.70%	14.83%	13.57%	14.59%	14.26%	14.06%		
U	最終処分量	t/年	745	735	716	721	708	695	677		
V	最終処分率	%	11.16%	11.06%	11.15%	11.73%	11.24%	11.21%	11.05%		



表 3-2-5 実績値から予想されるごみ排出量の予測値（1人1日平均排出量）

区 分		単位	年 度								
			H17	H18	H19	H20	H21	H27	H35		
			実 績 値				予 測 値				
人口等	A	行政区域内人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	22,760	22,425	22,179	
	B	計画収集人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	22,760	22,425	22,179	
	C	自家処理人口 ((1)-(2))	人	0	0	0	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	D	家庭系収集ごみ1人1日平均排出量	g/人日	580.63	584.37	585.52	562.60	579.94	583.36	585.89
		(1)	可燃ごみ	g/人日	481.71	485.80	495.56	484.88	492.09	498.18	502.67
		(2)	資源ごみ	g/人日	59.47	53.06	50.05	43.27	47.92	45.25	43.29
		(3)	粗大ごみ	g/人日	38.63	44.57	38.96	33.48	38.96	38.96	38.96
		(4)	有害ごみ	g/人日	0.82	0.94	0.95	0.97	0.97	0.97	0.97
	E	家庭系持込ごみ1人1日平均排出量	g/人日	51.27	49.29	43.61	44.96	42.88	38.62	35.66	
	(1)	可燃ごみ	g/人日	42.49	40.80	36.70	37.47	35.94	32.62	30.32	
	(2)	資源ごみ	g/人日	3.51	3.77	2.74	3.02	2.85	2.45	2.17	
	(3)	粗大ごみ	g/人日	5.27	4.72	4.17	4.47	4.09	3.55	3.17	
	(4)	有害ごみ	g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	F	集団資源回収1人1日平均排出量	g/人日	44.25	39.97	37.18	30.70	30.70	30.70	30.70	
	G	家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人日	676.15	673.63	666.31	638.26	653.52	652.68	652.25	
	事業系	H	事業系ごみ1人1日平均排出量	g/人日	105.13	109.89	99.14	104.78	104.62	104.50	104.42
		(1)	可燃ごみ	g/人日	102.90	107.30	96.75	102.85	102.45	102.45	102.45
		(2)	資源ごみ	g/人日	1.64	2.12	1.91	1.57	1.81	1.81	1.81
(3)		粗大ごみ	g/人日	0.59	0.47	0.48	0.36	0.36	0.24	0.16	
(4)		有害ごみ	g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
計	I	ごみ1人1日平均総排出量	g/人日	781.28	783.52	765.45	743.04	758.14	757.18	756.67	
減量化指数(H20:743.04g/人日を100とする)					105	105	103	100	102	102	102
処理内訳	J	焼却処理量	g/人日	620.08	637.21	632.12	623.63	630.52	633.34	635.30	
	K	環境センター処理残渣量	g/人日	79.84	82.30	81.03	82.91	81.37	81.86	81.90	
		(a)	焼却灰	g/人日	63.10	43.39	45.76	45.08	44.66	44.96	45.09
		(b)	ばいじん	g/人日	-	18.16	16.80	19.58	18.18	18.33	18.28
		(c)	不燃残渣	g/人日	15.69	19.69	17.40	17.16	17.45	17.47	17.54
		(d)	汚泥	g/人日	1.05	1.06	1.07	1.09	1.08	1.10	0.99
	L	衛生センター処理残渣量	g/人日	7.37	4.36	4.29	4.23	3.85	3.06	1.73	
		(a)	焼却灰	g/人日	3.86	3.77	3.81	3.75	3.37	2.69	1.48
		(b)	ばいじん	g/人日	-	-	-	-	-	-	-
		(c)	不燃残渣	g/人日	-	-	-	-	-	-	-
		(d)	汚泥	g/人日	3.51	0.59	0.48	0.48	0.48	0.37	0.25
	M	資源選別量	g/人日	43.19	40.33	36.45	36.64	38.76	36.41	34.71	
		(h)	カレット(白)	g/人日	10.54	10.14	9.17	9.31	9.75	9.16	8.77
		(i)	カレット(茶)	g/人日	13.81	10.97	10.72	10.88	11.68	11.00	10.50
		(j)	カレット(緑)	g/人日	1.40	2.71	1.43	0.85	1.56	1.47	1.36
		(k)	ビン類	g/人日	1.40	2.24	2.62	2.30	2.05	1.83	1.73
		(l)	スチール(プレス)	g/人日	11.24	9.67	8.34	9.19	9.51	8.92	8.52
		(m)	アルミ(プレス)	g/人日	4.80	4.60	4.17	4.11	4.21	4.03	3.83
	N	ペットボトル搬出量	g/人日	1.52	2.00	2.03	2.05	1.93	1.71	1.73	
	O	紙類回収量	g/人日	42.96	39.74	36.82	30.46	38.28	38.24	38.17	
P	廃乾電池搬出量	g/人日	0.70	0.71	0.83	0.73	0.72	0.73	0.74		
Q	廃蛍光管搬出量	g/人日	0.00	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.25		
R	直接資源化量	g/人日	-	-	-	-	-	-	-		
S	総資源化量	g/人日	132.62	122.99	113.55	100.82	110.63	108.03	106.30		
T	資源化率	%	16.97%	15.70%	14.83%	13.57%	14.59%	14.27%	14.05%		
U	最終処分量	g/人日	87.21	86.66	85.32	87.14	85.22	84.92	83.63		
V	最終処分率	%	11.16%	11.06%	11.15%	11.73%	11.24%	11.22%	11.05%		

### 3 国及び茨城県との比較

表 3-2-6 に示すように、本町では生ごみを畑で堆肥化することなど、ごみの排出抑制が実施されてきたこともあり、ごみ 1 人 1 日平均排出量は、全国平均より約 324g/人日、茨城県平均より約 234g/人日少なくなっており、平成 20 年度では、さらに減量化しています。

また、本町の資源化率は約 14%前後となっていますが、全国平均及び県平均では、ごみの焼却後に排出される灰をセメント原料や溶融スラグとして建設資材に利用しているものも含まれていることから、約 20%(全国平均)や約 18%(県平均)と、やや高い値となっています。

表 3-2-6 ごみ排出量の国及び県との比較 (単位：g/人・日)

区分	年度		城里町	
	平成19年度	平成19年度	平成19年度	平成20年度 (参考)
	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)
家庭系ごみ原単位	766 (70.3%)	758 (75.9%)	666 (87.0%)	638 (85.9%)
事業系ごみ原単位	323 (29.7%)	241 (24.1%)	99 (13.0%)	105 (14.1%)
ごみ 1 人 1 日平均排出量	1,089	999	765	743
全国平均との差	—	-90	-324	-346
茨城県平均との差	90	—	-234	-256
資源化率	20.3%	18.4%	14.83%	13.57%

資料：茨城県平均「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 19 年度版）」

全国平均「日本の廃棄物処理（平成 19 年度版）」

## ごみ処理の課題

本町におけるごみ処理に関する課題を整理すると、以下のとおりとなります。

### 課題1 発生抑制の課題

少子高齢化の進行等による人口減少に伴い、「ごみ年間総排出量」が減っていく状況にある中で、平成17年度から平成19年度を見ると、一般家庭から排出される「家庭系収集可燃ごみ」の1人1日平均排出量（原単位）は、増加傾向を示しています。

こうしたことから、今後は生ごみ堆肥化機器の普及促進や、ごみ分別排出に関する広報・啓発事業の拡大、ごみ有料指定袋の単価見直しなど、ごみの発生抑制を推進するための対策を講じていくことが課題となっています。

### 課題2 事業系ごみの課題

本町の事業系ごみのごみ全体に占める割合は比較的低く、表3-2-6に示したように、ごみ排出量原単位に占める事業系ごみの割合は13～14%程度となっており、茨城県の平均値の約24%（平成19年度）や、全国平均の約30%（同）よりも低い値となっています。

事業活動に伴い発生する事業系ごみは、事業者の責任において処理・処分することが原則であることから、今後も事業系ごみの排出抑制及び資源化対策を継続して実施していくことが課題となっています。

### 課題3 資源化の課題

平成20年度の本町の資源化率は、表3-2-4に示すとおり、13.57%となっており、全国平均（20.3%）、県平均（18.4%）のいずれも下回っています。ただし、この数値には、生ごみ堆肥化容器等による生ごみの資源化量は含まれていません。

また、資源ごみの分別収集において、紙類（年4回）を除くほとんどの資源ごみが月1回の収集であることなども資源ごみの回収が進まないひとつの要因として考えられます。

なお、紙類に関しては、組合の定期収集とは別に民間事業者が町内を巡回し、

独自に資源化しており、これによる引き取り量が不明確であることも資源化率を低減する要因と考えられます。

資源化を強く推進している他自治体では、排出段階で可能な限り分別区分数を多くすることや、資源ごみの収集頻度の増加による排出機会の創出、いつでも資源ごみを排出することができる常設の回収拠点を設けるなどの工夫をされており、こうした取り組みの採用の可能性についても検討する必要があると考えられます。

#### **課題4 収集・運搬の課題**

本町のごみ排出量（集団回収量を除く）の約85%を「燃やせるゴミ」が占めており、「紙類」などの資源として回収できる資源物が多く含まれていることが考えられます。

そのため、中間処理量及び最終処分量を削減し、資源化率の向上を図るため、排出段階における資源ごみの分別徹底を推進する必要があります。

今後、効率的な資源ごみの分別排出が実施できるような収集方法を検討する必要があります。

#### **課題5 中間処理の課題**

「燃やせるゴミ」については、焼却処理を行っていますが、安全かつ安定した処理を継続するためには、ごみ排出量・ごみ質の管理を徹底する必要があります。

組合が実施しているごみ質の分析結果では、資源物として回収できる紙・布類やプラスチック類の割合が比較的多いことから、資源ごみの分別排出の徹底が必要と考えられます。

#### **課題6 最終処分の課題**

本町では、組合により焼却灰、ばいじん及び不燃残渣等を民間の最終処分場に搬入して埋立処理を行っています。

最終処分量の削減を図り、埋立処理費を低減するため、今後ともごみの排出抑制を推進していく必要があります。

## ごみ処理の目標と基本方針

### 1 ごみ処理の目標

廃棄物問題では、家庭及び事業所から排出されるごみの処理にとどまらず、商品の生産、流通、消費という各段階において、廃棄物の発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。そのためには、住民一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営姿勢に深く関係する問題として捉えていく必要があります。

今後は、将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物等の減量、②資源の循環的な利用（再使用、再生利用）、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することにより、自然環境を保全する循環型社会への転換が求められてきています。

そこで、「資源循環型社会<sup>※2</sup>」を構築するため、基本目標を以下のように設定し、住民・事業者・行政が一体となって取り組むことを目標とします。

### 基本目標

～ 人と自然が共生する持続可能な循環型社会を目指すまちづくり ～  
 将来にわたって持続可能な循環型の地域社会づくり

これまでも「人と自然との共生」を理念に掲げ、自然資源やその保全への取り組みが進められてきましたが、地球規模の環境問題に対する取り組みはまだ始まったばかりであり、自然環境の保全に向けて大量生産・大量廃棄型のシステムとライフスタイルの見直しを図る必要があります。

住民の主体的な活動を促進するとともに、全ての人が自然との共生を体感できるような、将来的にも持続可能な資源循環型社会の構築を目指します。

<sup>※2</sup> 資源循環型社会：「環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使う（資源を再利用するなどして循環させる）ことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会」です。

## 2 ごみ処理の基本方針

基本目標を達成するため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

### 方針1：住民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進

対応する課題： **課題1** **課題2** **課題3**

ごみの減量化を最優先事項とし、住民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた取り組みを行い、町は住民・事業者の取り組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取り組みを推進していきます。

### 方針2：環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

対応する課題： **課題4** **課題5** **課題6**

本町は効率的・効果的に資源を分別回収するため、住民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、資源ごみの食用廃油のほかにも分別して回収する品目を検討します。

また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めます。

さらに、県が推進している「ごみ処理広域化計画」に基づくごみ処理の広域化にあたっては、可能な限り資源物の回収に努めるとともに、熱エネルギーの回収及び活用を図るため、計画的な検討を進めていくものとします。

### 3 基本目標達成のための役割

基本方針を推進していくため、住民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要です。

#### 住民・事業者・行政の役割

##### 住民の役割

住民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざしたライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルにしていくことが求められます。

住民や住民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、耐久性のある商品を購入するよう心がけるなど、すぐにできること、簡単なことから実践していくことが重要です。

##### 事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどは、分別し資源化を徹底していく必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などが重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法を周知したり、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、住民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていくことが必要となります。

また、事業展開で廃棄物の有効活用を進め、ゼロ・エミッション<sup>※3</sup>社会の実現を目指していくことも求められています。

※3 ゼロ・エミッション(zero emission)：自然界へのごみの排出を無くす(ゼロにする)ための社会システムの構築を目指す考え方であり、廃棄物を削減することや、廃棄物を全てリサイクルすること、最終的に埋立処分される廃棄物を排出しないことなどを目標とします。

## 行政の役割

町は、自ら率先してグリーン購入<sup>※4</sup>、再使用、再生利用に努めます。

住民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている住民や事業者などに対する支援を行い、住民・事業者との連携を強化していきます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、状況に応じて分別区分、収集体制の見直しや、新たな施策を取り入れていくことも重要です。

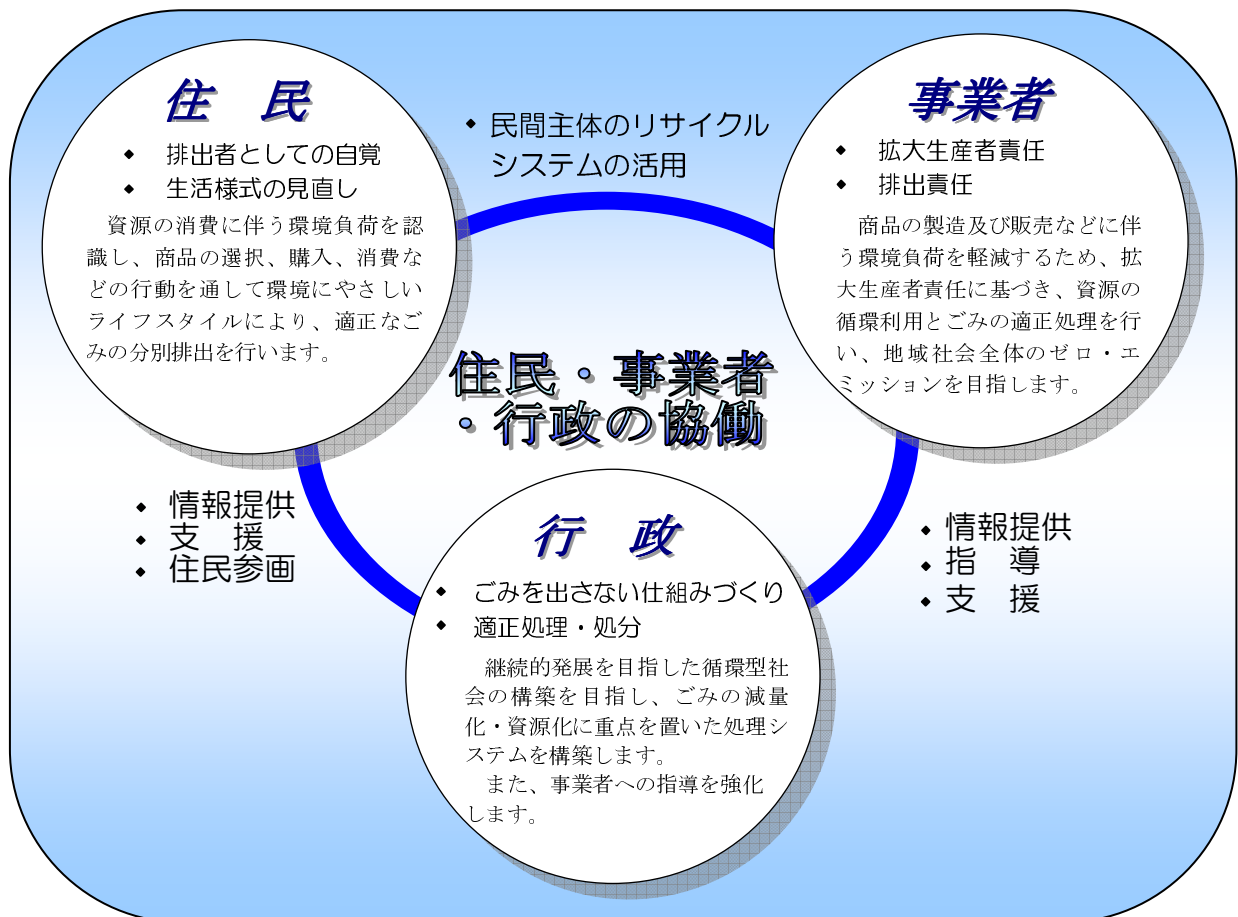


図 3-4-1 住民・事業者・行政の役割

<sup>※4</sup> グリーン購入：製品やサービス購入の際に、必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、生産から流通、使用、廃棄にいたるまでの各段階において、環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。



## 4 達成目標の設定

### 1) 関連法の施行など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

表 3-4-1 にリサイクル関連法施行の経過を示し、表 3-4-2 に廃棄物処理、資源化に関する国の方針・計画等の経過を示します。

表 3-4-1 リサイクル関連法施行の経過

年 月	関 連 法
平成 6年 8月	環境基本法完全施行（環境全般）
平成 9年 4月	容器包装リサイクル法一部施行（ガラスびん・ペットボトル）
平成12年 4月	容器包装リサイクル法完全施行
平成13年 1月	循環型社会形成推進基本法施行（循環型社会形成）
平成13年 4月	家電リサイクル法完全施行（家電品）
	資源有効利用促進法完全施行（各種製品、パソコン等）
	グリーン購入法完全施行（自治体の調達品）
平成13年 5月	食品リサイクル法完全施行（食品残渣）
平成14年 5月	建設リサイクル法完全施行（建設廃棄物）
平成17年 1月	自動車リサイクル法完全施行（自動車）

表 3-4-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成13年 3月	第1次茨城県廃棄物処理計画策定（茨城県）
平成13年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成15年 3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成18年 3月	第2次茨城県廃棄物処理計画策定（茨城県）
平成20年 3月	循環型社会形成推進基本計画改定（国）

## 2) 国の計画

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の数値目標を表3-4-3及び図3-4-1に示します。

表3-4-3 国の減量化目標

項目	目標
ごみ排出量	平成9年度に対し、平成22年度において約5%削減
再資源化量	平成9年度に対し、平成22年度において約24%に増加
最終処分量	平成9年度に対し、平成22年度において約50%に削減

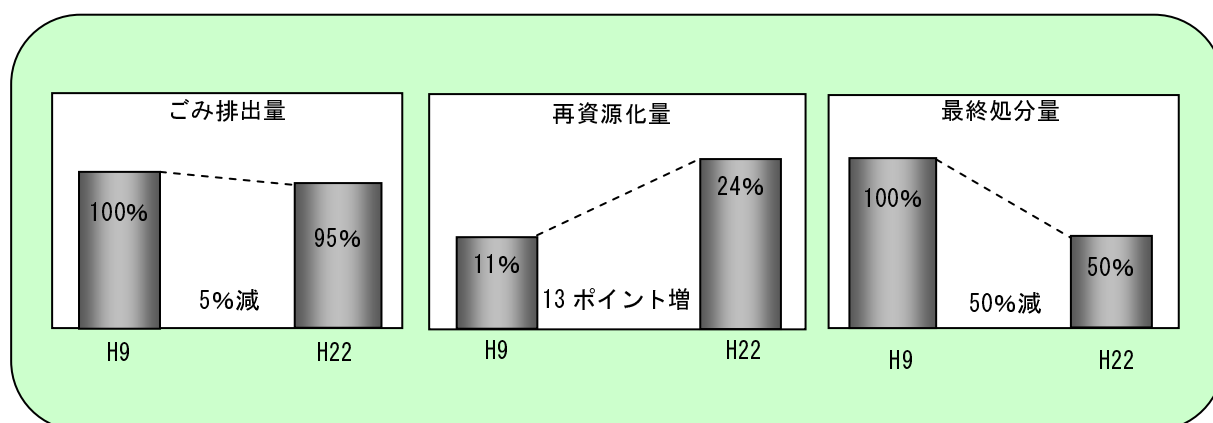


図3-4-1 国の減量化目標

### 3) 循環型社会形成推進基本計画に基づく目標

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 法律第 110 号）が制定されたことを受け、平成 15 年 3 月に循環型社会形成推進基本計画が策定されました。その後、これまでの取組成果や目標達成の進捗状況、世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性などの社会経済情勢の変化を踏まえ、平成 20 年 3 月に見直しが行われています。

循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項が示されるとともに、循環型社会に向けた具体的な数値目標が設定されています。

#### 循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標

- ◇ 計画目標の設定（平成12年度～平成27年度）
  - ・ 約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約50%の人たちが具体的に行動
  - ・ 1人1日当たりのごみ排出量の約10%削減
  - ・ 資源回収されるものを除いた1人1日当たり家庭から排出するごみの量の約20%削減
  - ・ 事業系ごみ排出量（総量）の約20%削減
  - ・ 地方公共団体、上場企業等のグリーン購入の推進

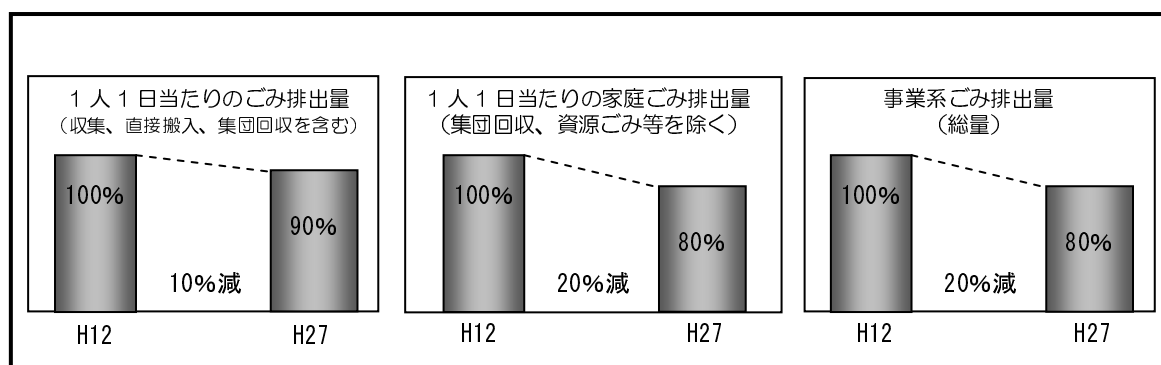


図 3-4-2 循環型社会形成推進基本計画の減量化・資源化目標

## 5 茨城県の数値目標

茨城県では、いばらきゼロ・エミッションに向けた持続可能な循環型社会を形成するため、平成 13 年に策定した「第 1 次茨城県廃棄物処理計画」を見直し、平成 18 年 3 月に「第 2 次茨城県廃棄物処理計画」を策定しました。

この計画では循環型社会の形成のため、1 人 1 日当たりのごみ排出量、生活系ごみ、事業系ごみ、資源化率、最終処分量などについて数値目標を掲げています。

第 2 次茨城県廃棄物処理計画において示されている数値目標は以下のとおりです。

表 3-4-4 第 2 次茨城県廃棄物処理計画における減量化等の目標

1 人 1 日当たりのごみ排出量	989g (H15) → 890g (H22)
生活系ごみ排出量	733g (H15) → 675g (H22)
事業系ごみ排出量	256g (H15) → 215g (H22)
資源化率	18% (H15) → 24% (H22)
最終処分量	143千トン (H15) → 126千トン (H22)

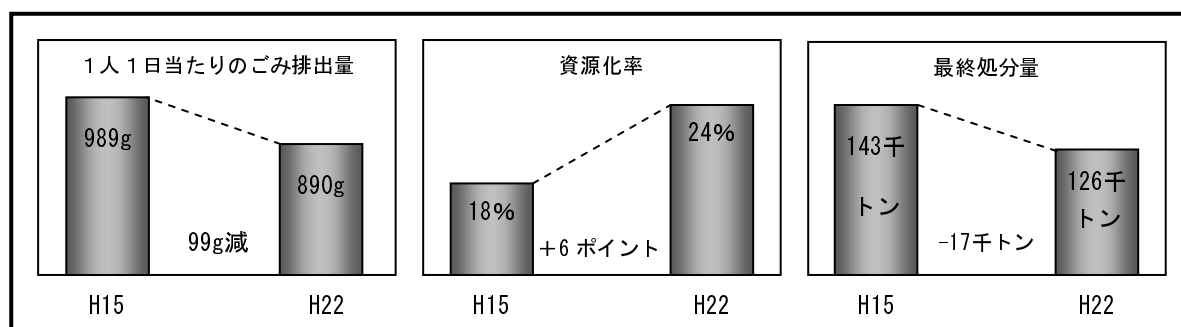


図 3-4-3 第 2 次茨城県廃棄物処理計画における減量化等の目標

## 6 城里町の目標値

### (1) 城里町における取り組み

これまでも「人と自然との共生」を理念に掲げ自然資源やその保全への取り組みが進められてきましたが、地球規模の環境問題に対する取り組みはまだ始まったばかりです。

このため、自然環境の保全に向けて住民・企業・行政ともに手を携えて大量生産・大量廃棄型のシステムとライフスタイルの見直しを図る必要があります。

住民の主体的な活動を促進するとともに、全ての人が自然との共生を体感できるような、将来にわたって持続可能な循環型の地域社会づくりを目指します。

### (2) ごみ処理に関する数値目標

本町では、将来的にも持続可能な廃棄物処理を推進していくための目標として、県の数値目標を参考に、ごみの排出量を平成 20 年度の排出量に抑えるとともに、資源ごみの分別排出の徹底により、現在は「燃やせるゴミ」に混入して排出されている紙類等を「資源ゴミ」として収集することを目標とします。

なお、再生利用率及び最終処分率については、原則的に現在の施設による処理・処分を継続していくことから、本町では以下の数値目標を達成することを目指すものとします。

#### 減量化・資源化の目標

区 分	基準年度 平成 20 年度	参 考 (県の目標年度) 平成 22 年度	中間目標 平成 27 年度	最終目標 平成 35 年度
排 出 量	6,148 t/年 (100%)	6,259 t/年 (101.8%)	6,139 t/年 (99.9%)	6,042 t/年 (98.3%)
再生利用率※	13.6% (834 t/年)	15.6% (973 t/年)	18.0% (1,102 t/年)	19.4% (1,171 t/年)
最終処分率	11.7% (721 t/年)	11.0% (691 t/年)	10.6% (650 t/年)	10.2% (614 t/年)

※自家処理量（コンポスト化量）を含まない

#### 4 本町における計画ごみ量の設定値

本町における将来ごみ量の数値目標を達成するため、ごみ量の実績値から予想される将来ごみ量の予測値を基に、計画ごみ量を以下のように設定します。

表 3-4-5 本町における将来ごみ量の計画値（年間排出量）

区 分	単位	年 度									
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H27	H35		
		実 績 値				予 測 値					
人口等	A 行政区域内人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	22,760	22,685	22,425	22,179	
	B 計画収集人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	22,760	22,685	22,425	22,179	
	C 自家処理人口（(1)-(2)）	人	0	0	0	0	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	D 家庭系収集ごみ年間排出量	t/年	4,960	4,956	4,914	4,655	4,818	4,809	4,775	4,742
		(1) 可燃ごみ	t/年	4,115	4,120	4,159	4,012	4,047	4,004	3,792	3,662
		(2) 資源ごみ	t/年	508	450	420	358	439	474	656	757
		(3) 粗大ごみ	t/年	330	378	327	277	324	323	319	315
		(4) 有害ごみ	t/年	7	8	8	8	8	8	8	8
	E 家庭系持込ごみ年間排出量	t/年	438	418	366	372	357	347	316	289	
		(1) 可燃ごみ	t/年	363	346	308	310	299	291	267	245
		(2) 資源ごみ	t/年	30	32	23	25	24	23	20	18
		(3) 粗大ごみ	t/年	45	40	35	37	34	33	29	26
	F 集団資源回収量	t/年	378	339	312	254	255	254	251	249	
	G 家庭系ごみ年間総排出量	t/年	5,776	5,713	5,592	5,281	5,430	5,410	5,342	5,280	
	事業系	H 事業系ごみ年間搬入量	t/年	898	932	832	867	861	849	797	762
		(1) 可燃ごみ	t/年	879	910	812	851	843	831	780	746
		(2) 資源ごみ	t/年	14	18	16	13	15	15	15	15
(3) 粗大ごみ		t/年	5	4	4	3	3	3	2	1	
(4) 有害ごみ		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	I ごみ年間総排出量	t/年	6,674	6,645	6,424	6,148	6,291	6,259	6,139	6,042	
減量化指数(H20:6,148 t/年を100とする)			109	108	104	100	102	102	100	98	
処理内訳	J 焼却処理量	t/年	5,297	5,404	5,305	5,160	5,189	5,126	4,839	4,653	
	K 環境センター処理残渣量	t/年	682	698	680	686	670	661	625	601	
		(a) 焼却灰	t/年	539	368	384	373	368	363	343	330
		(b) ばいじん	t/年	—	154	141	162	150	148	140	134
		(c) 不燃残渣	t/年	134	167	146	142	143	142	134	129
	(d) 汚泥	t/年	9	9	9	9	9	8	8	8	
	L 衛生センター処理残渣量	t/年	63	37	36	35	31	30	25	13	
		(a) 焼却灰	t/年	33	32	32	31	28	27	22	12
		(b) ばいじん	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—
		(c) 不燃残渣	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—
	(d) 汚泥	t/年	30	5	4	4	3	3	3	1	
	M 資源選別量	t/年	369	342	306	303	352	377	508	581	
		(h) カレット（白）	t/年	90	86	77	77	88	95	128	146
		(i) カレット（茶）	t/年	118	93	90	90	106	114	153	175
		(j) カレット（緑）	t/年	12	23	12	7	14	15	20	23
		(k) ビン類	t/年	12	19	22	19	18	19	26	30
		(l) スチール（プレス）	t/年	96	82	70	76	87	93	125	143
		(m) アルミ（プレス）	t/年	41	39	35	34	39	41	56	64
	N ベットボトル搬出量	t/年	13	17	17	17	17	18	25	28	
	O 紙類回収量	t/年	367	337	309	252	318	316	310	305	
P 廃乾電池搬出量	t/年	6	6	7	6	6	6	6	6		
Q 廃蛍光管搬出量	t/年	0	2	2	2	2	2	2	2		
R 直接資源化量	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—		
S 総資源化量	t/年	1,133	1,043	953	834	950	973	1,102	1,171		
T 資源化率	%	16.98%	15.70%	14.83%	13.57%	15.10%	15.55%	17.95%	19.38%		
U 最終処分量	t/年	745	735	716	721	701	691	650	614		
V 最終処分量	%	11.16%	11.06%	11.15%	11.73%	11.14%	11.04%	10.59%	10.16%		

表 3-4-6 本町における将来ごみ量の計画値（1人1日平均排出量）

区 分		単位	年 度									
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H27	H35		
			実 績 値				予 測 値					
人口等	A	行政区域内人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	22,760	22,685	22,425	22,179	
	B	計画収集人口	人	23,404	23,235	22,993	22,669	22,760	22,685	22,425	22,179	
	C	自家処理人口 ((1)-(2))	人	0	0	0	0	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	D	家庭系収集ごみ1人1日平均排出量	g/人日	580.63	584.37	585.52	562.60	579.94	580.69	583.36	585.89
		(1)	可燃ごみ	g/人日	481.71	485.80	495.56	484.88	487.17	483.57	463.31	452.40
		(2)	資源ごみ	g/人日	59.47	53.06	50.05	43.27	52.84	57.19	80.12	93.56
		(3)	粗大ごみ	g/人日	38.63	44.57	38.96	33.48	38.96	38.96	38.96	38.96
		(4)	有害ごみ	g/人日	0.82	0.94	0.95	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97
	E	家庭系持込ごみ1人1日平均排出量	g/人日	51.27	49.29	43.61	44.96	42.88	41.89	38.62	35.66	
		(1)	可燃ごみ	g/人日	42.49	40.80	36.70	37.47	35.94	35.17	32.62	30.32
		(2)	資源ごみ	g/人日	3.51	3.77	2.74	3.02	2.85	2.75	2.45	2.17
		(3)	粗大ごみ	g/人日	5.27	4.72	4.17	4.47	4.09	3.97	3.55	3.17
	F	集団資源回収1人1日平均排出量	g/人日	44.25	39.97	37.18	30.70	30.70	30.70	30.70	30.70	
	G	家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人日	676.15	673.63	666.31	638.26	653.52	653.28	652.68	652.25	
	事業系	H	事業系ごみ1人1日平均排出量	g/人日	105.13	109.89	99.14	104.78	103.60	102.54	97.33	94.18
		(1)	可燃ごみ	g/人日	102.90	107.30	96.75	102.85	101.43	100.40	95.28	92.21
		(2)	資源ごみ	g/人日	1.64	2.12	1.91	1.57	1.81	1.81	1.81	1.81
		(3)	粗大ごみ	g/人日	0.59	0.47	0.48	0.36	0.36	0.33	0.24	0.16
(4)		有害ごみ	g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
計	I	ごみ1人1日平均総排出量	g/人日	781.28	783.52	765.45	743.04	757.12	755.82	750.01	746.43	
減量化指数(H20/743.04g/人日を100とする)				105	105	103	100	102	102	101	100	
処理内訳	J	焼却処理量	g/人日	620.08	637.21	632.12	623.63	624.62	619.08	591.19	574.78	
	K	環境センター処理残渣量	g/人日	79.84	82.30	81.03	82.91	80.65	79.83	76.36	74.24	
		(a)	焼却灰	g/人日	63.10	43.39	45.76	45.08	44.30	43.84	41.91	40.76
		(b)	ばいじん	g/人日	—	18.16	16.80	19.58	18.06	17.87	17.10	16.55
		(c)	不燃残渣	g/人日	15.69	19.69	17.40	17.16	17.21	17.15	16.37	15.94
	L	衛生センター処理残渣量	g/人日	7.37	4.36	4.29	4.23	3.73	3.62	3.06	1.60	
		(a)	焼却灰	g/人日	3.86	3.77	3.81	3.75	3.37	3.26	2.69	1.48
		(b)	ばいじん	g/人日	—	—	—	—	—	—	—	
		(c)	不燃残渣	g/人日	—	—	—	—	—	—	—	
	M	資源選別量	g/人日	3.51	0.59	0.48	0.48	0.36	0.36	0.37	0.12	
		(h)	カレット(白)	g/人日	43.19	40.33	36.45	36.64	42.37	45.52	62.06	71.78
		(i)	カレット(茶)	g/人日	10.54	10.14	9.17	9.31	10.59	11.47	15.64	18.04
		(j)	カレット(緑)	g/人日	13.81	10.97	10.72	10.88	12.76	13.77	18.69	21.62
		(k)	ビン類	g/人日	1.40	2.71	1.43	0.85	1.69	1.81	2.44	2.84
		(l)	スチール(プレス)	g/人日	1.40	2.24	2.62	2.30	2.17	2.29	3.18	3.71
		(m)	アルミ(プレス)	g/人日	11.24	9.67	8.34	9.19	10.47	11.23	15.27	17.66
	N	ペットボトル搬出量	g/人日	4.80	4.60	4.17	4.11	4.69	4.95	6.84	7.91	
	O	紙類回収量	g/人日	1.52	2.00	2.03	2.05	2.05	2.17	3.05	3.46	
	P	紙類回収量	g/人日	42.96	39.74	36.82	30.46	38.28	38.16	37.87	37.68	
	Q	廃乾電池搬出量	g/人日	0.70	0.71	0.83	0.73	0.72	0.72	0.73	0.74	
R	廃蛍光管搬出量	g/人日	0.00	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.25		
S	直接資源化量	g/人日	—	—	—	—	—	—	—	—		
T	総資源化量	g/人日	132.62	122.99	113.55	100.82	114.36	117.51	134.65	144.61		
U	資源化率	%	16.97%	15.70%	14.83%	13.57%	15.10%	15.55%	17.95%	19.37%		
V	最終処分量	g/人日	87.21	86.66	85.32	87.14	84.38	83.45	79.42	75.84		
V	最終処分率	%	11.16%	11.06%	11.15%	11.73%	11.14%	11.04%	10.59%	10.16%		

# ごみ処理基本計画

## 1 ごみ処理基本計画の体系

本計画では、①リデュース（減量化）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）の施策体系を次のとおりとし、住民に対し周知を図っていきます。

### ① Reduce（リデュース）－減らす

★ごみの量を減らそう。

調理方法を工夫して調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをするだけでもずいぶん減量できます。また日用品は、最後まで使い切り、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用しましょう。



### ② Reuse（リユース）－再使用する

★繰り返し使いましょう。

返却・再使用できるリターナブル容器入り商品を選びましょう。また不要になったものは、人に譲ったり、フリーマーケットなどに出してみてもいいでしょうか。



### ③ Recycle（リサイクル）－再生利用する

★再生資源に戻そう。

再生できるもの（新聞紙・広告、雑誌・カタログ類、ダンボール、牛乳パック、古着、生きびん、雑びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルなど）は資源回収にまわしてリサイクルしましょう。



## 2 発生抑制・再資源化計画

### 1) 行政における方策

#### (1) 教育、啓発活動の充実

##### ① 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。

○環境学習を効果的に行うための教材、副読本等を作成し、ごみの発生抑制、資源化についての意義、必要性について啓発します。

○ごみの発生抑制、再資源化をテーマにした学習会の開催、親子で参加するリサイクル体験、啓発用のポスターや標語の募集等を実施し、実体験を通じた意識啓発を図ります。

○住民団体、NPO等と共同で環境教育を推進します。

○環境省が推進するこどもエコクラブや民間事業者が行っている体験型環境学習等との連携を図り身近な取り組みの実践を促進します。

##### ② 学習機会の創造

住民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。

○体験学習会、施設見学会、講演会等を開催します。

○職員による出前講座、説明会、懇親会を開催します。

○城里町民まつりなどの集客力のあるイベントにおいてフリーマーケットの開催、リサイクルコーナー(資源と再生品の交換等)の設置等を検討します。  
また、住民、住民団体及び事業者が実施した活動に対して、地域への波及効果や貢献を考慮して表彰及び事業内容を紹介するなど、広報活動により住民の意識を喚起します。

○国、県と共同でシンポジウム、イベント等を開催します。

○住民団体、NPO等と共同で体験学習を推進します。

○民間事業者と共同でキャンペーン等を推進します。

### ③ 情報提供

住民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報誌、ホームページ、説明会などによって提供します。

○住民の協力により、ごみ処理の状況や課題、処理経費、減量化・資源化の状況がどうなっているか等の情報を提供します。

○本計画に基づく取り組みの検証・評価結果及び改善策を公表します。

○環境省、経済産業省、県及び関係機関が発信する情報を集約整理し、住民に分かりやすく提供します。

○地域住民の参加を促進するため、地域におけるマナーアップ運動（ごみ拾い）などの取り組みに応じた情報の提供を行います。

○環境のことを考えて、環境への負荷の少ない買い物を実践するため、グリーンコンシューマー<sup>※5</sup>に関する情報提供を推進します。

○資源の店頭回収や新聞店の自主回収など、民間事業者による資源回収活動等の把握に努め、住民に情報を提供することにより積極的な利用を促進します。

○エコマーク商品、グリーンマーク商品及び本町の取り組みにより再生品として生まれ変わった商品をホームページ等に掲載し、住民への周知を図ります。

○転入者、集合住宅の居住者に対しても町の資源分別のルールを守り、地域の活動に参加するよう情報提供により周知を徹底します。

### ④ 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、住民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

---

<sup>※5</sup> グリーンコンシューマー：『マイバッグを利用してレジ袋を使わない』『必要なものを選んで購入する』『再生品及び詰め替え品を購入する』『リサイクルしやすいものや、長く使える製品を選択する』など、誰もがができるエコ活動を実践している人のことです。

- 自治会との交流により、自治会ごとの活動状況を把握するとともに収集した情報を整理し、他の自治会へ情報を提供します。
- 自治会等が主体的に開催する研修会、講習会への職員派遣等を通じて活動を支援します。
- 住民が開催するバザー、フリーマーケット等に対して公共施設を活動の場として提供するなどによる支援を行います。
- 電子メール等で地域における活動に関する情報を収集し、ごみの発生抑制や資源化に関するアイデアを募集しホームページ等で紹介します。
- 町内において、マイバック、買い物かご利用促進運動、再生資源を利用した製品の利用、資源の店頭回収、事業所内で発生するごみの分別・資源化、生ごみの堆肥化等の事業に取り組む事業者について紹介し、地域住民の理解と協力を呼び掛けます。
- 地域における環境美化活動等を開催します。
- 地域の特性を踏まえたきめ細かな取り組みを推進するため、活動の中心となる地域リーダー、住民グループ及びNPOの育成、支援を行います。
- 不要品の情報交換の機会を設け、住民間の不要品の再使用を促進します。
- 住民・事業者・行政が相互に連携して取り組む体制を構築するために、それぞれの活動に関する情報交換及び協働による行動を実践するために、三者の交流機会を創出します。また、地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進します。

#### ⑤ 事業者の発生抑制・資源化

町は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、住民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場を提供するなど、活動を支援します。

## (2) 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

多量排出事業者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行っていきます。

## (3) 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及促進を図り、住民と事業者による資源化システムの構築を推進します。

## (4) グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、町は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

## (5) 食用廃油の資源化促進

食用廃油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）として有効利用を図ります。

## 2) 住民における方策

### (1) 資源ゴミ分別収集の活用

住民は、町が行っている資源ゴミの分別収集を活用し、資源化を推進します。

### (2) 生ごみの堆肥化

住民は、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機等を活用し、生ごみの堆肥化を行い畑や家庭菜園等での利用を図ります。

町は、生ごみ削減の方法や工夫について広報やホームページへ掲載し、住民への周知を図ります。また、生ごみ処理機器の普及と生ごみの堆肥化などによって「燃やせるゴミ」の減量化を推進します。

また、堆肥は家庭園芸（ガーデニング）等において利用するほか、植木鉢やプランター、花壇などで有効利用を図ります。

### (3) 過剰包装等の自粛

「燃やせるゴミ」の中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の包装用品のごみが含まれています。住民は、マイバックの使用や過剰包装を断ることにより、こうしたごみの発生を抑制します。

### (4) 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を図るために、住民は、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努めます。

町は、住民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択します。

### 3) 事業者における方策

#### (1) 発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。

事業者は、生ごみの堆肥化及び生産される堆肥の積極的な利用を図ります。

#### (2) 過剰包装の抑制

事業者は、過剰包装を抑制し、再使用、再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

#### (3) 流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

#### (4) 使い捨て容器の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

#### (5) 製品の長寿命化

事業者は、商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

## (6) 店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを住民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

## (7) ごみ減量化・資源化協力店制度の導入

町は、ごみ発生抑制、資源化等環境に配慮した活動に取り組んでいる店舗、事業所をごみ減量化・資源化協力店制度に認定し、循環型社会の形成を推進します。  
事業者は、本制度を活用し、自らの活動のPRと住民への啓発を推進します。

## (8) 事業者間の協力

事業者は、ゼロ・エミッションを目指して事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

## (9) 優良事業者の表彰

町は、環境に配慮した活動及び住民との協働事業等に取り組む優良事業者を表彰するなど成果を評価できる体制を整備します。

事業者は、本制度を活用し、自らの活動のPRとともに他の事業者への導入を促進します。

### 3 処理主体計画

本計画を推進するための処理（実施）主体を表3-5-1に示します。

表3-5-1 処理（実施）主体計画

項目	住民	事業者	行政
発生抑制推進	○	○	○
分別排出	○	○	○
収集・運搬	—	△	○ (事業系は許可、 家庭系は組合に委託)
中間処理	—	△	○ (組合に委託)
最終処分	—	△	○ (組合に委託)

凡例：実施主体○、原則として事業者の責任で行う△

### 4 収集・運搬計画

#### 1) 収集・運搬の基本方針

住民に対して、本町のごみ分別に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

#### 2) 収集・運搬計画

- (1) ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、地域的な偏りの無い、効率的で適切な収集体制を構築し、それを維持することにより住民サービスの向上を図ります。
- (2) 家庭系ごみの収集・運搬は、ステーション（ゴミ集積所）収集方式を継続して行うものとします。なお、ごみの分別区分及び収集回数は原則的に現行制度を維持するものとします。
- (3) 感染性廃棄物などの特別管理廃棄物については、本町及び組合では処理できないことから、事業者の責任において収集専門業者、中間処理専門業者、最終処



分専門業者に委託し、適正処理を実施するものとします。

- (4) 収集・運搬するごみの種類については、資源化設備や人的体制などに関係するため、容器包装リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定し、計画的に拡大することを検討していきます。

## 5 中間処理計画

中間処理については、組合の城北環境センターで実施していますが、本町においては最終処分される量を可能な限り低減することを目標として、「燃やせるゴミ」の排出抑制に努めていきます。

## 6 最終処分計画

最終処分計画の策定にあたっては、年度ごとにごみの排出抑制、資源化・再生利用や、中間処理などによる減量化及び減容化を勘案し、最終処分の対象となる処理残渣等を予測し、計画的に処分する必要があります。

## 7 ごみの処理施設の整備に関する事項

本町では、ごみの中間処理については、そのほとんどを組合にて行っていることから、将来的にも現在と同様に、組合及び組合構成市町とともに、効率的かつ経済的なごみ処理が実施できるようにしていくものとします。

## 8 災害廃棄物の処理・処分

### 1) 処理体制の維持

災害発生時には、必要に応じて城里町災害対策本部を設置し、被災時の情報収集、実施計画の作成、処理の適正化、処理体制の構築を推進します。

被災時に発生する一般廃棄物については、組合及び町が収集・運搬、処理・処分を行います。被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法等を柔軟に見直し、迅速かつ衛生的な生活環境の確保を図ります。

収集・運搬車両、処理施設等の被災状況を考慮し、被害が甚大な場合には県及

び近隣市町、民間事業者の協力を求め円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

## 2) 倒壊家屋等の処理

倒壊家屋等の処理は、原則として所有者が行います。ただし国の財政支援等を受けて行う事業に関しては、町が家屋などの処理を支援します。

流木、大量に発生する粗大ごみ、道路に堆積するガレキ等、処理の緊急性を要する場合においては、基幹交通網、避難場所等を確保する観点から町が処理を行います。災害廃棄物の処理に関しては、可能な限り再使用、資源化を優先します。

## 3) 県・近隣市町等との協力

本町及び組合での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

## 4) 仮置場の確保

被災時においても円滑かつ安定した処理を行うために、公有地の利用及び民有地を借り上げる等して仮置場を設定し、災害廃棄物の一次保管あるいは一次処理等を行います。

# 9 その他のごみの処理に関し必要な事項

## 1) 廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置

ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、（仮称）城里町廃棄物減量等推進審議会の設置を検討します。

また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取り組み、資源の分別排出の徹底などを推進するため、城里町廃棄物減量等推進員の設置を検討します。

なお、審議会及び推進員の設置へ向けて条例などの改正を検討します。

## 2) 美化活動の推進

環境美化クリーン作戦の推進により、区長、自治会長を中心とした地域コミュニティ及び各団体の自主的な活動により、空き缶、空き瓶、ポスター看板等などの回収、清掃、撤去を実施し、環境美化と意識高揚を図ります。

## 3) 適正処理困難物への対応

タイヤ、バッテリー等の本町及び組合で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

## 4) 医療系廃棄物への対応

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理・回収ルートを活用するよう住民へ啓発します。

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

## 5) 不法投棄対策の強化

不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティアU. D. (不法投棄) 監視員の協力や警察等関係機関と連携して監視体制を一層充実させるとともに、住民や事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発を行うなど、不法投棄等の防止対策を推進します。

また、住民や事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた普及・啓発を行います。

## 6) 地球温暖化防止に関する基本方針

複雑多様化する環境問題に対し、総合的で計画的な環境保全対策を推進するため、「環境基本計画」の策定を検討します。

また、城北環境センターにおける一般廃棄物処理に伴い発生する温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど)の発生量を把握し、地球温暖化防止のために温室効果ガスの排出量削減目標を定めることなどについても検討します。

さらに、地球温暖化防止対策の指針となる「地球温暖化対策実行計画」を策定

し、住民と行政が一体となり、目標水準に達するよう各種施策を推進していきます。

# 生活排水処理の状況

## 1 生活排水の状況

し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽世帯では、台所、洗濯、風呂などから排出される汚水（生活雑排水）が未処理のまま近くの公共用水域に放流されるため、水質汚濁の主要因となっています。

これらを改善するため、公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設を整備することにより、し尿汲み取りや単独処理浄化槽世帯を減少させるとともに、集合処理施設の対象範囲外区域には合併処理浄化槽の普及促進を図るなど、抜本的な発生源対策の継続が求められています。

そこで、将来的にも公衆衛生の向上を図り、豊かな自然環境を保全していくため、合併処理浄化槽や集合処理施設の普及促進を図ることにより、生活排水の衛生処理を推進し、住民及び事業者の協力のもと、河川などの公共用水域の水質汚濁防止に努めていく必要があります。

## 2 生活排水処理体系

本町全域より発生するし尿及び浄化槽汚泥は、組合の城北衛生センターによって処理されています。

生活排水とは、し尿及び生活雑排水の総称であり、このうち生活雑排水とは炊事、洗濯、入浴等の日常生活に伴って発生する汚水のことです。

本町における生活排水処理体系の概要は以下に示すとおりです。

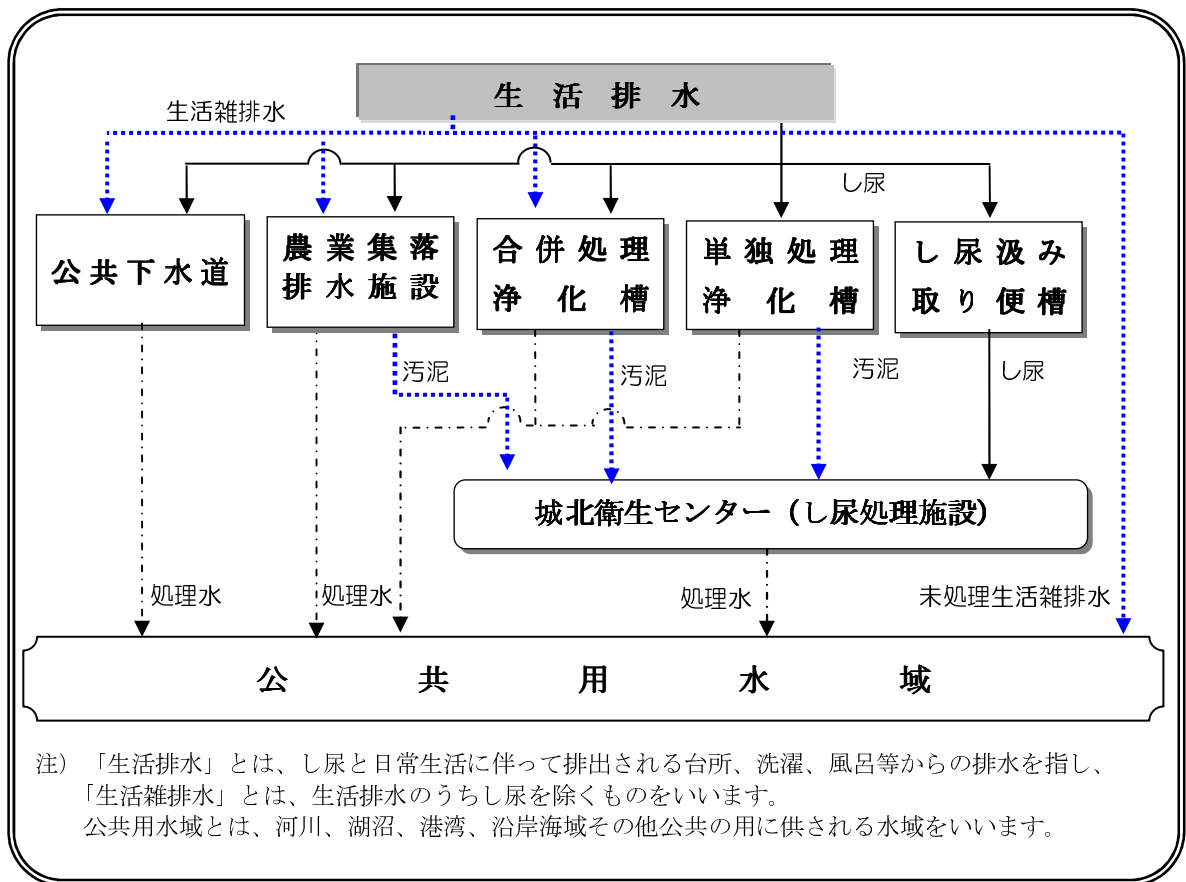


図 4-1-1 生活排水処理体系の概要

# 生活排水処理の現状

## 1 生活排水の処理形態別人口等の実績

本町における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の実績を次に示します。なお、浄化槽汚泥の収集時には単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の区別をしていません。

表 4-2-1 城里町における生活排水処理形態別人口実績値

区 分	単位	年 度					
		H16	H17	H18	H19	H20	
		実績値					
生活排水処理形態別人口	(1) 行政区域内人口	人	23,508	23,404	23,235	22,993	22,669
	(2) 処理人口（自家処理を除く人口）	人	23,158	23,169	23,024	22,807	22,508
	(3) 汚水衛生処理人口	人	11,091	13,013	13,338	13,174	13,375
	(4) 公共下水道人口	人	3,658	4,659	5,048	5,491	5,677
	(5) 集落排水施設人口	人	2,433	3,315	3,374	3,437	3,409
	(6) コミュニティ・プラント人口	人	223	224	221	229	237
	(7) 合併処理浄化槽人口	人	4,777	4,815	4,695	4,017	4,052
	(8) 未処理人口	人	12,067	10,156	9,686	9,633	9,133
	(9) 単独処理浄化槽人口	人	4,708	3,559	3,373	3,313	2,896
	(10) 非水洗化（汲み取り）人口	人	7,359	6,597	6,313	6,320	6,237
	(11) 自家処理人口	人	350	235	211	186	161
汚 水 処 理 率		%	47.2%	55.6%	57.4%	57.3%	59.0%
し尿・汚泥量	(12) 汲み取りし尿量	kL/年	2,777	2,480	2,241	2,012	1,923
	(13) 単独処理浄化槽汚泥量	kL/年	3,868	3,947	3,900	4,073	3,977
	(14) 合併処理浄化槽汚泥量	kL/年					
	(15) 計（(12) + (13) + (14)）	kL/年	6,645	6,427	6,141	6,085	5,900

※汚水衛生処理率は、生活雑排水も含めて生活排水を衛生的に処理している人口の割合を示します。

## 2 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体を以下に示します。

表 4-2-2 城里町における生活排水の処理主体

項 目		区 分		
		生活雑排水	し 尿	浄化槽汚泥
収 集 ・ 運 搬		—	許可業者	許可業者
処 理	流域関連公共下水道	茨 城 県		—
	特定環境保全公共下水道	本 町		
	コミュニティ・プラント	本 町		
	農業集落排水施設	本 町		
	合併処理浄化槽	個人・法人		—
	単独処理浄化槽	—	個人・法人	—
	し尿処理施設	—	組合	

## 3 し尿処理施設及び汚水処理施設整備計画の概要

### (1) し尿処理施設の概要

本町では、組合によるし尿・浄化槽汚泥の広域処理を実施しています。

表 4-2-3 し尿処理施設の概要

施設名称	城北衛生センター
所在地	茨城県東茨城郡城里町大字小勝 2571 番地
事業主体	組合
組合構成市町	城里町（旧常北町、旧桂村、旧七会村）、常陸大宮市（旧御前山村）
処理能力	38kL/日（し尿：22kL/日、浄化槽汚泥 16kL/日）
竣工年度	平成 7 年度
処理方式	水 処 理：膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理方式 汚泥処理：脱水汚泥焼却



## (2) 汚水処理施設整備計画の概要

本町における汚水処理施設の整備計画は、随時見直しが図られるものです。

そのため、本計画では構想段階のものも含め、平成 22 年 1 月時点での概要を以下に示します。

### ア 公共下水道事業整備計画の概要

公共下水道整備計画では、那珂久慈流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を推進しており、平成 27 年度までに整備完了する予定です。

本計画の目標年度である平成 35 年度における計画処理区域面積等は以下のとおりです。

表 4-2-4 公共下水道整備事業計画の概要(H35)

処理区域名	計画処理区域面積	計画処理区域内人口	水洗化率	水洗化人口
那珂久慈流域関連公共下水道事業(常北処理区)	644 ha	10,633 人	100.00%	10,633 人
特定環境保全公共下水道事業(桂処理区)	291 ha	4,717 人	100.00%	4,717 人
合計	935 ha	15,350 人	100.00%	15,350 人

資料：城里町より（平成 22 年 1 月現在）

### イ 農業集落排水事業整備計画の概要

本町において、農業集落排水施設によって汚水処理対策を推進するのは、表 4-2-5 に示す 5 地区となっています。

このうち、古内地区農業集落排水処理施設を除く 4 地区では既に供用開始しており、整備完了しています。古内地区農業集落排水処理施設については、平成 25 年度より共用開始する計画となっています。

表 4-2-5 農業集落排水事業整備計画の概要(H35)

処理区域名	計画処理区域面積	計画処理区域内人口	水洗化率	水洗化人口
常北青山地区農業集落排水処理施設	157 ha	1,600 人	94.98%	1,534 人
孫根地区農業集落排水処理施設	24 ha	415 人	95.18%	395 人
北方・高久地区農業集落排水処理施設	143 ha	1,046 人	95.03%	994 人
上入野地区農業集落排水処理施設	56 ha	950 人	98.00%	931 人
古内地区農業集落排水処理施設	52 ha	915 人	95.08%	870 人
合 計	432 ha	4,941 人	95.61%	4,724 人

資料：城里町より（平成 22 年 1 月現在）

#### ウ コミュニティ・プラント事業計画の概要

本町においてコミュニティ・プラント施設により汚水処理対策を実施しているのは、たかね台地区地域下水道処理施設のみとなっています。

平成 20 年度での利用者は 237 人となっていますが、平成 28 年度には下水道施設への接続により、稼働停止する計画となっています。

表 4-2-6 公共下水道整備事業計画の概要(H20)

処理区域名	計画処理区域内人口	水洗化率	水洗化人口
たかね台地区地域下水道処理施設	237 人	100.00%	237 人

資料：城里町より（平成 22 年 1 月現在）

#### エ 合併処理浄化槽設置補助事業の概要

公共下水道などの整備計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置補助事業を推進していくことにより、生活排水の浄化に努め、公共用水域の汚水処理対策を推進していくものとします。

#### 4 生活排水処理施設の管理主体等

本町における生活排水処理施設の管理主体の概要は、以下のとおりとなります。

表 4-2-7 生活排水処理施設の管理主体等

生活排水処理形態	処理対象	管理主体	し尿・浄化槽の処理施設
流域関連下水道	し尿・生活雑排水	茨城県	那珂久慈浄化センター
特定環境保全公共下水道	し尿・生活雑排水	本町	かつら水処理センター
農業集落排水	し尿・生活雑排水	本町	城北衛生センター
コミュニティ・プラント	し尿・生活雑排水	本町	城北衛生センター
個人設置型 合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	設置者 (個人・法人)	城北衛生センター
単独処理浄化槽	し尿のみ	設置者 (個人・法人)	城北衛生センター
し尿汲み取り	し尿のみ	設置者 (個人・法人)	城北衛生センター

## 6 生活排水の処理経費

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理経費を以下に示します。

平成 19 年度において、し尿・汚泥 1 キロリットル当たりの処理経費は、約 15,700 円となっています。なお、本町におけるし尿・汚泥の処理は組合の城北衛生センターによって実施されています。

表 4-2-8 生活排水処理経費の推移 (単位：千円)

区 分 \ 年 度	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
組 合 委 託 費	93,694	110,253	112,217	100,670	95,249
し尿・汚泥処理量(kL)	6,610	6,645	6,427	6,142	6,085
1 kL当たり事業費	14.2	16.6	17.5	16.4	15.7

## 生活排水処理の課題

本町では公共用水域の水質浄化や河川環境の保全を図るため、公共下水道の整備を進めるとともに、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラント等の集合処理施設の対象区域外となる世帯に対しては、合併処理浄化槽の新設または単独処理浄化槽からの切り替えを促進しています。

そのため、平成 20 年度における汚水衛生処理率（生活雑排水も含めて衛生的に処理している人口の率）は約 59%に達しています。

将来的にも公衆衛生の向上を図るとともに、豊かな自然環境を保全するため、これまでの生活排水対策を継続・発展させていく必要があると考えられます。

そこで、本町の生活排水処理の現状から、以下のように課題を整理します。

- 生活排水を経済的、効率的に処理するために、人口密集地域については計画的に公共下水道整備等の集合処理施設を継続して整備します。
- 生活雑排水を未処理のまま放流している世帯を減少させるため、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽の削減対策を推進していく必要があります。

# 生活排水処理基本計画

## 1 基本目標

公衆衛生の向上と公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道や農業集落排水処理施設等の集合処理施設の整備を検討するとともに、合併処理浄化槽の普及・促進や、し尿収集・処理体制の充実を図っていく必要があります。

本計画では、これらの生活排水施設を整備するだけでなく、地域住民や事業者が施設を有効に活用していくことにより、三者が一体となって豊かな自然環境を保全し、将来に渡って活用していくことを目標とします。

## 基本目標

**心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり  
～ 河川にやさしい人と自然との共生型社会 ～**

ライフスタイルの変化、生活水準の向上に伴い、河川など公共用水域の水質汚濁は深刻化しており、生活雑排水の浄化対策は緊要の課題となっています。

河川・水辺の水質悪化は、そこに生息する動植物だけでなく、住民にとっても深刻な問題であり、健全な水環境を確保するための対策が急務となっています。

生活排水の処理は、地域住民にとって身近な問題であり、一人ひとりが関心を持ち、水環境の保全に努めなければなりません。

将来的にも良好な水環境を保全し、創造していくことは私たちの役目であり、貴重な財産である水環境をよりよい形で将来に継承していくために、住民・事業者・本町が協働しつつ、それぞれの役割を果たすことによって、水環境への負荷の少ない生活様式へ転換していかなければなりません。

## 2 基本方針

基本目標を達成するため、これまでと同様に公共下水道などの集合処理施設の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。

そこで、地域の実情に応じた効率的な施設整備を計画するため、建設費用だけではなく、施設の運用に係る費用や周辺環境に対する負荷の度合い等についても、多角的な観点から検討し、経済的かつ適正な施設整備を推進していきます。

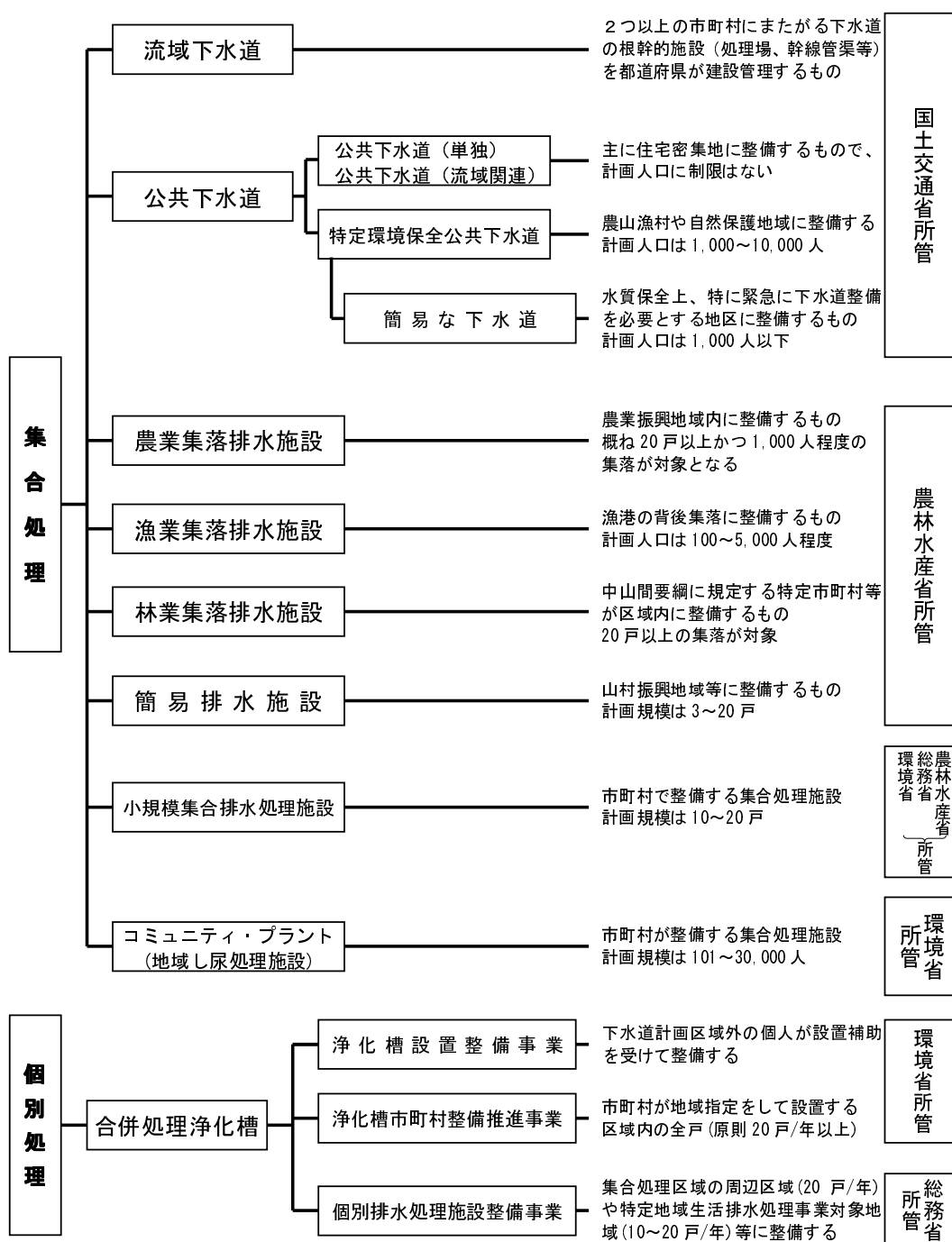


図 4-4-1 生活排水処理施設体系図

### 3 基本目標達成のための役割

公共用水域の水質保全を推進する上で、住民・事業者・町がそれぞれの役割を認識し、生活排水対策に取り組むとともに、協働・連携して行動することが重要です。

#### 住民・事業者・行政の役割

##### 住民の役割

住民は、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水質保全の中心的役割を担っています。

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、生活雑排水も処理できるように公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設または合併処理浄化槽を活用することが重要です。

##### 事業者の役割

事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理が行えるよう処理設備を整備するとともに、生活排水については公共下水道等の接続または合併処理浄化槽の設置により処理するよう努めます。

##### 行政の役割

生活排水を適正に処理できるように、今後も必要に応じて公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の整備を実施していきます。

また、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促すとともに、補助制度等の周知を図ります。



## 4 達成目標の設定

### (1) 国の方針

国では、社会資本整備重点計画法に基づき社会資本重点計画を策定（平成21年3月）しており、快適で活力のある暮らしの実現を図るため、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進し、汚水処理人口普及率を平成24年度までに93%にすることを目標としています。（汚水処理人口普及率(%) = 汚水処理施設処理人口 ÷ 総人口 × 100)

#### 【 社会資本整備重点計画 】

##### 汚水処理人口普及率

平成24年度までに93%（長期的に100%）

### (2) 県の方針

茨城県では、平成21年10月26日に見直した茨城県生活排水ベストプランにおいて、生活排水の整備人口を次のように見込んでいます。

#### 【 茨城県生活排水ベストプラン（改訂） 】

##### 整備目標

平成27年度において88%、平成37年度までに100%（整備完

### (3) 本町の目標

現在の本町の汚水衛生処理率は、59.0%（平成20年度）となっています。

今後も、住民・事業者・本町が協働して生活排水の適正処理を推進することにより、平成22年度までに約62%とし、平成27年度には約77%、本計画の目標年度である平成35年度までには約97%とすることを目標とします。

## 5 し尿及び浄化槽汚泥量等の予測

表 4-4-1 城里町における生活排水形態別人口等の予測結果

区 分	単位	年 度					
		H20	H21	H22	H27	H35	
		実績値	予 測 値				
生活排水処理形態別人口	(1) 行政区域内人口	人	22,669	22,760	22,685	22,425	22,179
	(2) 処理人口（自家処理を除く人口）	人	22,508	22,625	22,576	22,425	22,179
	(3) 汚水衛生処理人口	人	13,375	13,789	13,981	17,196	21,501
	(4) 公共下水道人口	人	5,677	6,175	6,500	9,807	15,350
	(5) 集落排水施設人口	人	3,409	3,627	3,744	4,661	4,724
	(6) コミュニティ・プラント人口	人	237	237	237	250	0
	(7) 合併処理浄化槽人口	人	4,052	3,750	3,500	2,478	1,427
	(8) 未処理人口	人	9,133	8,836	8,595	5,229	678
	(9) 単独処理浄化槽人口	人	2,896	2,802	2,725	1,658	215
	(10) 非水洗化（汲み取り）人口	人	6,237	6,034	5,870	3,571	463
	(11) 自家処理人口	人	161	135	109	0	0
<b>汚 水 処 理 率</b>		<b>%</b>	<b>59.0%</b>	<b>60.6%</b>	<b>61.6%</b>	<b>76.7%</b>	<b>96.9%</b>
し尿・汚泥量	(12) 汲み取りし尿量	kL/年	1,923	1,851	1,799	1,095	142
	(13) 単独処理浄化槽汚泥量	kL/年	3,977	1,055	1,026	624	80
	(14) 合併処理浄化槽汚泥量	kL/年		2,862	2,814	2,778	2,314
	(15) 計（(12) + (13) + (14)）	kL/年	5,900	5,768	5,639	4,497	2,536

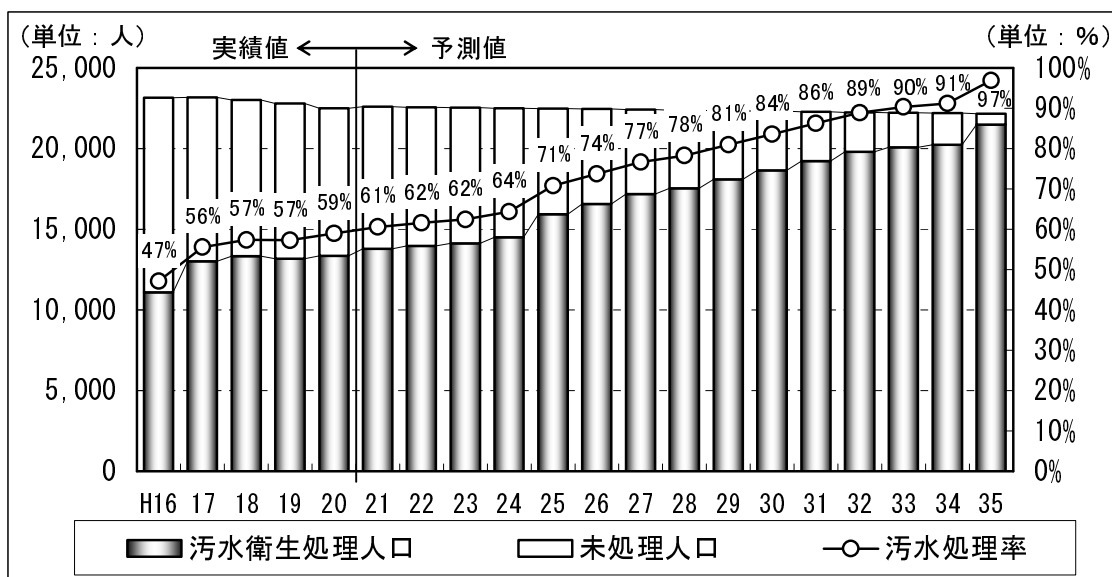


図 4-4-2 汚水衛生処理人口と汚水衛生処理率の推移

## 6 目標達成のための方策

本町では、目標の達成へ向け、次のような方策を推進していきます。

### (1) 合併処理浄化槽等における方策

#### ① 合併処理浄化槽の普及促進

ア 集合処理施設の計画区域外あるいは集合処理施設が整備されるまでに相当の期間を要する区域については、合併処理浄化槽の設置を促進していくものとしします。

イ 個人で設置した合併処理浄化槽の浄化槽管理者に対して、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び検査の実施について、周知徹底を図っていきます。

#### ② 農業集落排水処理施設の整備・利用

農業集落排水処理施設については、今後も適正な維持管理を実施していきます。

#### ③ コミュニティ・プラント施設の整備・利用

コミュニティ・プラント施設についても、今後も適正な維持管理を実施するものとしします。

### (2) 公共下水道整備における方策

下水道区域内で公共下水道の整備が終了し、供用が可能な地域については、早急に公共下水道へ接続するように指導していきます。

## 7 収集・運搬計画

1) 収集・運搬区域は本町の全域とします。

2) し尿・浄化槽汚泥は許可業者によって収集・運搬を行います。なお、許可業者に対しては、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

## 8 中間処理・最終処分計画

### 1) 城北衛生センターでの適正処理

下水道等の整備に伴い、し尿量及び浄化槽汚泥量は年々減少していくものと予測されます。

### 2) し渣・汚泥等の処理・処分

現在は城北衛生センターで処理・処分を行っています。

現在の処理・処分体制において、特に問題となることはないことから、引き続き適正な施設運営、処理体制が保たれるよう協力していきます。

## 9 災害発生時における生活排水の処理・処分

### (1) 処理体制の維持

災害発生時の生活排水の処理・処分については、平常時と同様に許可業者による収集・運搬と組合による処理・処分を行います。

収集・運搬車両、処理・処分施設の被災状況を確認のうえ、必要に応じて県や近隣市町、民間事業者の協力を求め、円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

### (2) 仮設トイレの設置・運用

平常時に使用されている水洗トイレが使用できない場合には、被災状況に応じて、仮設トイレを設置します。そのため、建設会社等の民間事業者との仮設トイレの調達に係る連携を図っていきます。

### (3) 県・近隣市町等との協力

本町及び組合での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

## 10 その他の事項

### (1) 啓発事業

#### ① 情報提供の充実

広報・啓発用のチラシ、本町ホームページなどによって、生活排水処理の重要性や集合処理施設の利用促進について継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

#### ② 家庭でできる対策の周知

本町の自治会等と連携を図りながら、広報誌やホームページによる情報提供及び地域説明会等の実施等によって、家庭でできる具体的な対策について周知を図ります。

《住民・事業者が取り組む具体的な対策の例》

- 三角コーナー及びストレーナー等の設置
- 食用油の再利用、再生利用の推進
- 油や食べ残し等の排水口への廃棄の抑制
- 合成洗剤、シャンプー、リンス、歯磨き粉等は適量を使用
- アクリルたわしを用い、洗剤の使用量を削減
- 洗車時は排水量を少しでも減らすよう工夫
- 米のとぎ汁の有効利用
- 節水の励行
- 家畜糞尿の適正処理

#### ③ 各種イベントの開催

水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした講演会などを開催し、公共用水域の保全と環境について、住民の意識の高揚を図ることを検討します。

(2) 環境学習

水辺の見学会や学習会などを行い、下水道及び合併処理浄化槽などを利用することによる環境保全や、発生源における水質保全対策について学習する機会を増やしていきます。

(3) 浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査が適正に実施されるよう啓発を行い、必要な管理が十分に行われるよう指導します。

## 一般廃棄物処理基本計画

平成22年3月

発行・編集 城里町役場 町民課

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428-25

電話 029 (288) 3111 (代表)